令和7年度

国の施策・予算に関する提案・要望

令和6年6月

大 阪 市

目 次

(最重点要望)

\bigcirc	大都市圏の	成長を通	ドた日本の	カー田生
\cup			したログ	ノ艹エ

(4) こどもの教育環境の充実

(1) 2025年日本国際博覧会の成功に向けた取組の推進 (経済産業省・内閣官房・内閣府・国土交通省・外務省、関係各省庁)	2
(2) 統合型リゾート (IR) の立地実現 (内閣官房・カジノ管理委員会・国土交通省・厚生労働省・財務省・警察庁)	4
(3)分散型国土構造への転換、都市基盤整備等の強化 (国土交通省) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
(4)魅力あるまちづくりの推進 (内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省) · · · · · ·	8
(5) 国家戦略特区等を核とした大阪の競争力強化 (内閣府・内閣官房・総務省・財務省・国土交通省・経済産業省・環境省、関係各省庁) ··· 1	0
〇 子育て・教育環境の充実	
(1)保育無償化の拡充と在宅等育児支援の充実 (こども家庭庁) ······ 1	2
(2)全ての妊産婦等・子育て世帯・こどもへの包括的な支援の推進 (こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省) ····· 1	4
(3) 児童虐待防止対策の充実 (こども家庭庁) 1	6

(文部科学省) …… 18

〇 安全・安心で住みやすいまちづくり

(1) あいりん対策、ホームレスの自立支援対策の推進

(2) 国民健康保険制度の改革

0

	防災・減災、国土強靭化の推進	
\Diamond	激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 (国土交通省・内閣府・総務省)	 20
\Diamond	建築物・民間鉄道施設の耐震化、密集市街地整備等 (国土交通省・総務省)	 22
\Diamond	将来を見据えたインフラ老朽化対策 (国土交通省・総務省・経済産業省)	 24
(2)	首都機能バックアップ体制の構築 (内閣府・内閣官房・国土交通省)	 26
(3)	地方税財政改革の推進 (総務省・財務省・内閣府、関係各省庁)	 28
多	R心して生活できるセーフティネットの確立	

(厚生労働省・国土交通省) …… 30

(厚生労働省) …… 32

(重点要望) ………………………………………… 34~39

- 自治体DXの推進
- セーフティネットの整備
 - ◇ 生活保護の更なる適正化に向けた制度改正
 - ◇ 介護保険制度の円滑な実施など高齢者施策の推進
 - ◇ 障がい者福祉施策の充実
 - ◇ 困難な問題を抱える女性支援事業の推進に対する財政措置
 - ◇ 救急医療体制の充実強化
 - ◇ 地域保健体制の強化
- 多様な子育てサービスの提供とこどもたちが安全・安心に育まれる環境の充実
 - ◇ 子育て支援サービスの充実
 - ◇ 安全・安心に保育できる環境の確立
 - ◇ ヤングケアラー支援の推進
- 質の高い学校教育の推進
 - ◇ 英語教育の強化
 - ◇ 教員の負担軽減
- 外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進
- スタートアップ・エコシステム拠点の形成
- 中小企業等への積極的支援
- 適正な民泊の普及に向けた制度の見直し
- 大規模災害に備えた帰宅困難者対策の充実
- 災害時の支援先自治体の統一
- 大規模災害時に要となる消防機関の役割に応じた消防力の整備
- 公共施設の長寿命化等に必要な公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大
- 中央卸売市場の施設整備の推進
- スポーツ振興のための環境整備と安全対策
- 道路管理の更なる適正化・円滑化に向けた道路協力団体制度内容の明確化
- 自転車の活用推進に係る制度整備
- 高速道路ネットワークの整備状況を踏まえた賢く使うための料金体系の実現
- 関西国際空港の成長目標の実現に向けた積極的な関与
- 「公害財特法」失効後の財政措置の期間延長
- 新たなエネルギー社会構築のための政策の推進
- 地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の実現

(最重点要望)

〇 大都市圏の成長を通じた日本の再生

(1) 2025年日本国際博覧会の成功に向けた取組の推進

(経済産業省・内閣官房・内閣府・国土交通省・外務省、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 国家プロジェクトである大阪・関西万博を成功させるため、国際博覧会推進本部 を中心に全省庁が連携して取組を実施
- 〇 地元要望を踏まえた関係省庁による「2025年大阪・関西万博アクションプラン」 の着実な推進
- 情報発信強化等による透明性の高い協会運営及び安全・安心の確保
- 万博を契機とした更なる地域の活性化に向けた取組を推進することができる 財源の確保及び柔軟な制度運用
- ライドシェア制度の更なる緩和

【現状・課題】

- 「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催される大阪・関西万博は、約 160 の国々が人類共通の課題解決に向けて、最先端技術等を持ち寄り、次の豊かな未来社会を創るという大きな意義を持っており、いわば未来社会の羅針盤である。
- ライフサイエンス等の大阪・関西が有する強みを最大限に発揮し、日本経済の成長の 起爆剤となるため、国をはじめ関係府県、経済界等も含めたオールジャパンの体制で 着実に取組や対策を進めていかなければならない。

(全省庁の取組の連携)

○ **国家プロジェクトである大阪・関西万博の成功に向けて、**世界の叡智や、最先端技術を結集するとともに、国内外の機運醸成等を含め、施策の方針として策定された「2025年に開催される国際博覧会(大阪・関西万博)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に基づく取組を実現させるため、**国際博覧会推進本部のもと、全省庁が連携して取り組む**必要がある。また、誰もが購入しやすい環境を整えた上で、入場チケットの更なる販売促進に取り組む必要がある。

(万博関連事業への支援)

○ 万博のテーマやコンセプトの具体化や関連分野におけるイノベーションの創出等、オール関西で要望しているソフト事業への財政支援や規制改革を踏まえた「2025年 大阪・関西万博アクションプラン」について、着実に推進する必要がある。

(透明性の高い協会運営及び安全・安心の確保)

○ 万博への理解促進や期待感の向上につなげるため、予算の適切な執行管理や、情報発信の強化を行うなど、**透明性の高い運営となるよう博覧会協会を指導監督する**とともに、万博開催期間中における来場者の**安全・安心の確保に万全を期す**必要がある。

(地域の活性化に向けた財源確保及び制度運用)

○ 万博を一過性のイベントとして終わらせることなく、更なる地域の活性化、ひいては 日本経済の成長に着実に結び付けていくために、万博に向けた地方の様々な取組に対 し、各府省庁所管の補助金・交付金等をより一層活用できるよう必要な財源を確保す るとともに、地域の実情に応じた柔軟な制度運用を行う必要がある。

(ライドシェア制度の更なる緩和)

- 令和6年4月に運用が開始された自家用車活用事業、いわゆる新たなライドシェア制 度では、車両台数・地域・期間などが限定されており、万博で急増する移動需要に対 応することができない。このため、大阪の実情に合わせた制度となるよう、速やかに 現行制度に係る規制の緩和を行う必要がある。
- 経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)の原案において、「安全を前提に、いわ ゆるライドシェアを全国で広く利用可能とする。」と記されているところであるが、**タ** クシー事業者以外の新規事業者の参入やドライバーの業務委託方式の導入などの検討 **を行う**必要がある。

担当:万博推進局、関係各局

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)関連事業に関する要望内容

(地元要望項目)

万博を契機とした「未来社会」の実現に向けて

- 1 ライフサイエンス、次世代ヘルスケアの推進
- 2 スマートモビリティの推進
- 3 カーボンニュートラルや「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現
- 4 先端技術を駆使した「スマートシティ」の実現やスタートアップの創出
- 5 多様な魅力の創出・発信やさらなる交流の促進
- 6 来訪者の受入環境の整備

万博会場の整備・運営にあたって

- 1 「未来社会ショーケース事業」の実現
- 2 万博の円滑な運営に向けて

万博を契機とした更なる地域活性化

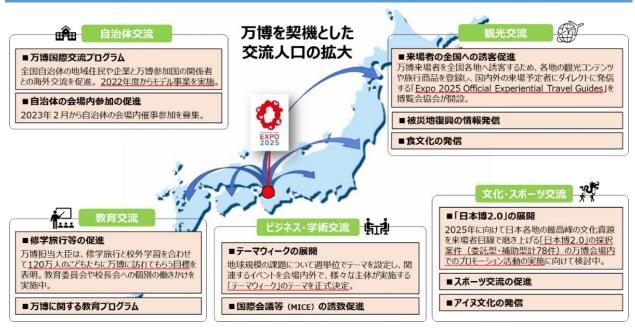
- 1 開催に向けた全国的な機運醸成
- 2 万博交流イニシアチブの推進







万博交流イニシアチブ(2025年大阪・関西万博アクションプラン)



※内閣官房国際博覧会推進本部事務局「2025年大阪・関西万博アクションプラン」の記載を時点修正

〇 大都市圏の成長を通じた日本の再生

(2)統合型リゾート(IR)の立地実現

(内閣官房・カジノ管理委員会・国土交通省・厚生労働省・財務省・警察庁)

【本市の提案・要望】

- IR税制、カジノ管理規制などにおける運用面を含めた国際標準・国際競争力の 確保
- 懸念されるギャンブル等依存症対策の充実・強化
- 良好な治安・地域風俗環境の保持に向けた警察力の強化

【現状・課題】

- 統合型リゾート(IR)については、我が国の魅力創出に寄与し、経済成長のエンジンとなるものであり、観光立国を実現するためには、IRの導入は不可欠である。
- 大阪IRの立地実現に向けては、令和5年4月に大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画について、国土交通大臣より認定を受け、令和5年9月にはIR事業者とIR関連協定等を締結した。
- 国においては、日本型IRの実現に向けて、IR税制について法制化がされたが、運用面を含めて国際標準・国際競争力が確保されたものとする必要がある。また、カジノ管理規制等についても、カジノ管理委員会規則等が定められたが、処理期間や審査プロセス等の具体的な審査手続きなど、運用面を含めて国際標準・国際競争力が確保されたものとする必要がある。
- ギャンブル等依存症への対策について、大阪府市では区域整備計画及び第2期大阪府 ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、普及啓発、相談支援体制、治療体制、切 れ目のない回復支援体制の強化に取り組んでいる。また、ギャンブル等依存症対策を 総合的かつ計画的に推進するためのワンストップ支援拠点「(仮称) 大阪依存症センタ ー」の設置に向けた機能検討等に取り組むこととしている。国においても十分な予算 を確保して財政措置を講じるとともに、既存のギャンブル等に起因するものも含め対 策の更なる充実・強化を図る必要がある。
- さらに、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境を保持するため、**更なる警察力の** 強化に向けた万全の措置を講じる必要がある。

担当: I R推進局・健康局

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画

〇大阪IRのコンセプト

◆基本理念 あらゆるものを「結ぶ」起点となる

◆コンセプト "結びの水都"

◆ビジョン "WOW"Next

MGM が展開する 世界最先端の"WOW"



大阪・関西が誇る観光・ 産業・文化にわたる魅力・ ポテンシャル

- ◆世界最高水準の成長型 IR を地域とともに実現する
- ◆観光産業の高度化、持続可能性の向上に寄与する

OIR事業者

名称	大阪 IR 株式会社
本社	大阪府大阪市
構成員	◆中核株主 (2社) 合同会社日本 MGM リゾーツ オリックス株式会社
	◆関西地元企業を中心とする少数株主(22 社)

〇大阪IRの実現に向けた課題

- ◆ I R事業の実現には、現時点での不確定事項、課題の 解決が必要不可欠である。
- ◆大阪府・市及び IR 事業者は、これら課題の解決と IR事業の実現に向け、引き続き公民連携して取り組む。
- ○新型コロナウイルス感染症の影響
- ○国の詳細制度設計(IR 税制・カジノ管理規制等)
- ○夢洲特有の課題

〇IR事業の工程

- ◆開業時期:2030年秋頃(想定)
 - (2025年春頃 IR建設工事の発注及び着手)
- ◆大阪府・市及び IR 事業者は、世界最高水準の I R 及び 早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、 公民連携して取り組む。

〇IR区域整備による経済的社会的効果

約 2,000 万人/年 IR区域への来訪者数

国内:約1,400万人/年 国外:約600万人/年

※近畿圏

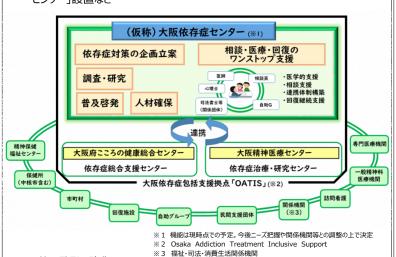
初期投資額	約1兆2,700億円
経済波及効果(建設時)※	約1兆9,100億円
経済波及効果(運営)※	約1兆1,400億円/年
雇用創出効果(建設時)※	約 14 万人
雇用創出効果(運営)*	約 9.3 万人/年

〇ギャンブル等依存症対策

大阪府市が実施する対策

◆大阪独自の支援体制の構築

▶悩みを抱える方へのワンストップの支援拠点として「(仮称)大阪依存症 センター | 設置など



- ◆普及啓発の強化
- ◆相談支援体制の整備
- ◆治療体制の整備
- ◆切れ目のない回復支援体制の整備 など

IR 事業者が実施する対策

◆責任あるゲーミングを着実に実施するための体制

- ▶独立した責任あるゲーミング専門部署の設置
- > MGM において導入実績のある責任あるゲーミングに関 する、顧客への啓発や従業員教育を含む包括的プロ グラムを、日本の実情に合わせて導入 など

◆厳格な入場管理・利用制限措置

▶ 最先端のICT技術(生体認証等)の活用等によ るカジノ施設の厳格な入退場管理の実施 など

◆依存防止のために講じる措置

- ▶24 時間 365 日利用可能な相談体制等の構築
- ▶ 視認と ICT 技術を活用した、問題あるギャンブル行動 の早期発見
- ▶賭け金額や滞在時間の上限設定を可能にするプログ ラムの導入
- ▶ 調査研究に必要な情報やデータ提供など、ギャンブル 等依存症対策に関する研究への貢献 など

〇 大都市圏の成長を通じた日本の再生

(3) 分散型国土構造への転換、都市基盤整備等の強化

(国土交通省)

【本市の提案・要望】

- リニア中央新幹線・北陸新幹線の早期全線開業による広域幹線鉄道の充実
- 淀川左岸線(2期)をはじめとした都市圏高速道路ネットワークの早期整備
- 広域交通結節点としての新大阪駅の機能強化に向けた検討の実施
- 〇 都市鉄道ネットワークの拡充

【現状·課題】

- 関西の発展及び日本経済の活性化のためには、双眼型国土構造の核となる大阪が、 府・市一体となって、**国際的な都市間競争に勝ち抜き、新たな成長を成し遂げてい く**ことが重要である。
- また、震災の教訓から、災害時においても国民生活や経済活動を維持・継続するため、 人とモノの移動に対するリダンダンシー(交通網の多重化)が確保された国土構造へ の転換が喫緊の課題となっている。
- このため、大阪の国際競争力の強化や強靭な国土構造の形成に資する以下のような広域的交通基盤の整備を推進していくため、国の強力な支援が不可欠である。

(リニア中央新幹線・北陸新幹線)

- リニア中央新幹線は、三大都市圏を結ぶ日本中央回廊を形成するとともに、東海道新 幹線との日本の大動脈の二重系化による災害に強い国土構造の形成に資する事業で あり、東京・大阪間を直結することで初めてその機能を十分発揮し、効果を得ることが できることから、大阪への一日でも早い着工・全線開業が不可欠であり、更なる早期着工・ 開業につながる検討・調整が必要である。
- 北陸新幹線は、北陸圏と関西圏及び西日本の交流・連携を強化するとともに、大規模 災害に強い国土形成に資する極めて重要な交通インフラであり、新大阪駅までの早期 全線整備につながる早期着工に向けた国の財源確保が必要である。
- また、リニア中央新幹線と北陸新幹線の**駅位置**については、利用者利便性等を考慮するとともに、両路線が乗り入れる新大阪駅周辺地域のまちづくりの推進のために、**早期確定**が必要である。

(淀川左岸線(2期)・淀川左岸線延伸部)

- 大阪の国際競争力強化や、関西圏全体の経済成長のためには、国の都市再生プロジェクト(第二次決定)において積極的に推進すべき事業として位置付けられた大阪都市再生環状道路を構成する淀川左岸線(2期)及び淀川左岸線延伸部の早期整備が必要である。
- 淀川左岸線(2期)については、**防災・減災、国土強靱化を図る**重要な役割を担う路 線であり、**早期完成に向けて、国の強力な財政支援が不可欠**である。
- **淀川左岸線延伸部については、**国直轄事業と有料道路事業の合併施行方式により事業 が実施されており、**早期完成に向けた国の財源確保**が必要である。

(広域交通結節点としての新大阪の機能強化)

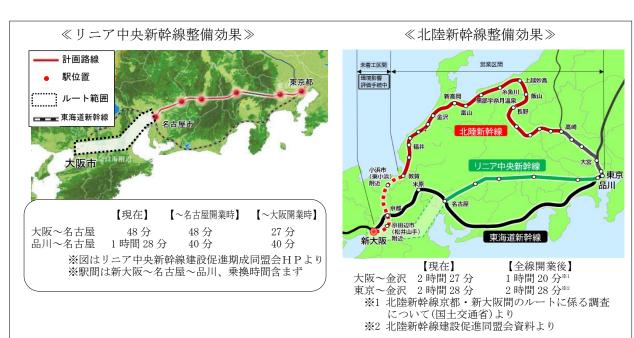
○ リニア中央新幹線、北陸新幹線などのターミナル駅の整備や、大阪都市再生環状道路の淀川左岸線の整備により、広域交通結節点として重要性が高まる新大阪駅において、国として強化すべき機能(人の空間の充実や高速バスターミナル等)の検討が必要である。

(都市鉄道ネットワークの拡充)

- なにわ筋線は、**関空へのアクセスの強化に資する鉄道**として、広域的・国家的な役割 を担う路線であり、**早期整備の実現に向け、財源確保**が必要である。
- 新大阪・十三のまちづくりや夢洲の国際観光拠点の形成に寄与するなど、大阪・関西 の成長に資する**鉄道新線*の具体化に向けた支援**が必要である。

※鉄道新線:なにわ筋連絡線・新大阪連絡線、JR桜島線延伸、中之島線延伸

担当:計画調整局·大阪都市計画局·建設局







〇 大都市圏の成長を通じた日本の再生

(4) 魅力あるまちづくりの推進

(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省)

【本市の提案・要望】

(うめきた2期区域)

(大阪城公園周辺地域)

- うめきた2期区域における基盤整備事業を着実に進めるための財源措置
- 〇 新産業創出機能の向上に向けた研究開発プロジェクトへの国の財政支援や 推進活動への支援及び国のイノベーション支援機関の関西における機能拡充

○ 大阪城公園周辺地域の魅力ある複合的な国際拠点形成の推進のための 特定都市再生緊急整備地域の指定や財政支援

【現状:課題】

(うめきた2期区域における基盤整備事業の促進及び新産業創出機能の向上)

- うめきた地区では、国際競争力を高め、世界の都市をリードするまちづくりを実現するため、JR東海道線支線の地下化や関西国際空港と直結する新駅設置、土地区画整理事業、防災機能を有する都市公園整備といった基盤整備を実施しており、令和5年3月には新駅が開業したところであるが、令和6年9月の先行まちびらき及び令和8年度末の基盤整備完成をめざし、引き続き防災公園街区整備事業に係る財源の確保が必要である。
- また、「みどりとイノベーションの融合拠点」の実現に向け、経済界や行政、民間開発事業者が参画し、イノベーション創出を推進するための中心的な役割を担う官民連携組織である「一般社団法人うめきた未来イノベーション機構(U-FINO)」において、新産業創出機能の実現に向けた活動が進められており、令和6年9月の先行まちびらき後も継続して、機能の向上に向け、活動への国の支援や先駆けて取り組む研究開発プロジェクトなどへの財政支援が必要である。
- 令和6年度にはイノベーション関連施設の完成を予定しており、**関西でのイノベーション**創出拠点形成に向けて、研究開発から事業化に至るまでの支援措置を総合的に活用できる仕組みを構築するため、関西に設置されている国のイノベーション支援機関の支部等にも、研究資金を配分するファンディング機能を付与するなどの機能拡充が必要である。

(大阪城公園周辺地域のまちづくり)

- 大阪城公園を中心とする大阪城公園周辺地域では、にぎわいの創出や回遊性向上を図るとともに、魅力ある複合的な国際拠点の形成を推進している。
- 京橋駅周辺地域では新たなヒガシの拠点形成をめざし、令和5年10月に都市再生緊急整備協議会の京橋駅周辺地域部会を設置し、「まちづくり方針」の検討を行っているところである。今後、国際競争力強化に資する民間都市開発等を促進するため、特定都市再生緊急整備地域の指定が必要である。
- 大阪公立大学の森之宮キャンパス整備(令和7年秋開設予定)や大阪メトロの新駅開業とあわせた周辺開発(令和10年春まちびらき)を進める大阪城東部地区のまちづくりにおいて、アクセス及び回遊性向上に向け、「大阪城東部地区」と「大阪城公園」を結ぶ歩行者動線ネットワークを形成するために必要なデッキ整備への財政支援が必要である。

担当:大阪都市計画局・建設局・都市整備局・経済戦略局・計画調整局

○うめきた2期区域





超スマート社会が到来する中、IoT やビッグデータ等の活用により、創薬や医療機器開発 などの分野にとどまらず、人々が健康で豊かに生きるための新しい製品・サービスを創出 ・「みどり」空間を通じて、来街者が参加・体験し、楽しみながら商品開発や評価に参加 できる、世界で唯一のフィールドを実現

資料:うめきた2期開発事業者の提案内容を本市が編集

うめきた2期の主なスケジュール

令和6年9月 先行まちびらき、主なイノベーション関連施設の完成 令和8年度末 基盤整備完成予定

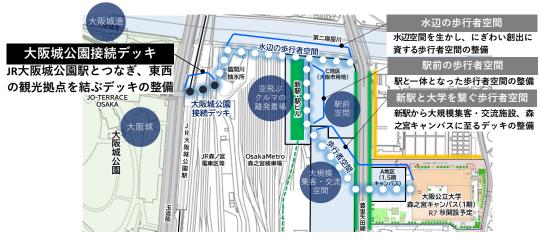
令和9年度 全体まちびらき

U-FINOの役割 ・官民一体で、新技術を持つ研究者や事業者などの多様な人材を繋げ、 プロジェクト創出などをコーディネートする世話役としての役割を担う

うめきた先行開発区域に、国のイノベーション支援機関のうち、次の関西拠点が立地・JST (科学技術振興機構) ・PMDA (医薬品医療機器総合機構) ・INPIT (工業所有権情報・研修館)

○大阪城公園周辺地域 (大阪城東部地区、大阪城公園、天満橋駅周辺、京橋駅周辺及び大阪ビジネスパーク駅周辺)





〇 大都市圏の成長を通じた日本の再生

(5) 国家戦略特区等を核とした大阪の競争力強化

(内閣府・内閣官房・総務省・財務省・国土交通省・経済産業省・環境省、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 国家戦略特区等における規制改革メニューの更なる拡充と制度の柔軟な運営
- スーパーシティ構想の早期実現に向けた規制・制度改革及び財政措置
- 国際金融都市の実現に向けた支援
- 空飛ぶクルマの実現に向けた環境整備及び財政措置
- 〇 阪神港の物流機能強化等の取組への支援

【現状・課題】

(国家戦略特区等における規制改革メニューの更なる拡充と制度の柔軟な運営)

○ 本市は大胆な規制緩和や税制上の特例措置等を実現する「国家戦略特区」や、企業集積や研究開発の促進、イノベーションを生みだす環境整備等を支援する「国際戦略総合特区」の指定を受けている。国家戦略特区等における規制改革を更に推進するため、規制改革メニューの拡充や、関西圏国家戦略特別区域会議等の規制改革に係る会議体の柔軟な運営・綿密な連携が必要である。

(スーパーシティ構想の早期実現に向けた規制・制度改革及び財政措置)

○ 本市は令和4年4月に「スーパーシティ型国家戦略特区」の指定を受けており、複数分野の先端的サービスの提供と大胆な規制改革等により、世界に先駆けて未来の生活を実現することで、住民 QoL と都市競争力の向上をめざしている。規制・制度改革を一体的・包括的に推進するスーパーシティの趣旨を踏まえ、スーパーシティ構想の早期実現に向けて、国において積極的な取組や予算の確保が必要である。

(国際金融都市の実現に向けた支援)

○ 大阪府市は令和6年6月に「金融・資産運用特区」の対象地域に選定されたところである。国際金融都市を実現していくためには、国内外の金融系企業等の立地促進やスタートアップの資金調達の多様化の促進、高度外国人材の生活環境の向上などに向け、「金融・資産運用特区」を活用し、グローバルスタンダードに合わせた環境を整えていくとともに、都市の個性を発揮するためにさらなる大胆な規制緩和や税制措置並びに財政支援の拡充が必要である。また、投資環境の整備・充実のため、金融商品に係る所得課税の損益通算範囲にデリバティブ取引を追加することが必要である。

(空飛ぶクルマの実現に向けた環境整備及び財政措置)

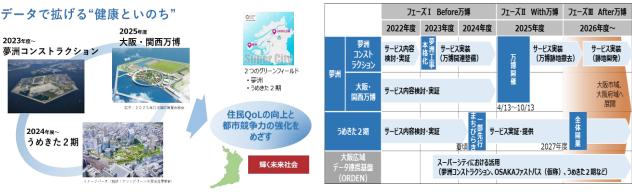
○ 2025年大阪・関西万博での「空飛ぶクルマ」の2地点間運航の実現や、その先の商 用運航の拡大に向けて、「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、着実に基準・ 制度などの環境整備を行うとともに、社会実装に不可欠な実地での実証実験や社会受 容性向上に資する取組をはじめ、離着陸場などのインフラ整備等に対して財政措置が 必要である。

(阪神港の物流機能強化等の取組への支援)

○ 国際コンテナ戦略港湾として国際競争力の継続的な強化に加え、大規模地震時の機能 維持や脱炭素化社会の実現に資する港湾の形成が求められている中、阪神港では港勢 の拡大をめざし、港湾施設の整備に必要な予算の確保や万博期間中の物流機能維持の 対策への支援、CONPAS を含む AI ターミナルの実現に向けた取組の強化、カーボンニュ ートラルポート実現のための支援制度の拡充などが必要である。

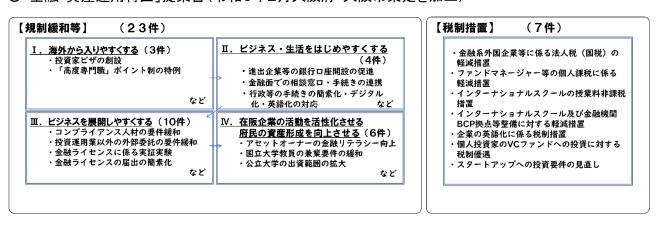
また、国際コンテナ戦略港湾において行う**集貨事業に対する支援強化や、新たな貨物創** 出に向けた支援制度の拡充などが必要である。

〇大阪府・大阪市スーパーシティ構想

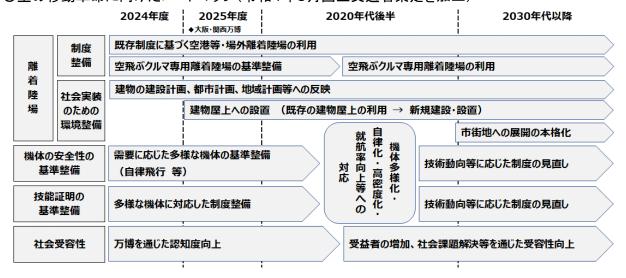


資料:大阪スーパーシティ全体計画(令和4年12月)より抜粋

〇「金融・資産運用特区」提案書(令和6年2月大阪府・大阪市策定を加工)



〇空の移動革命に向けたロードマップ(令和4年3月国土交通省策定を加工)



○阪神港の物流機能強化

〇 集貨

・阪神港の更なる集貨促進に資する施策 実施や国内物流網の維持拡大への支援 強化

〇 創貨

・新たな貨物創出に向けた農水産品等の 輸出促進事業の創設

〇 競争力強化

- ・国際コンテナ戦略港湾として必要な港湾施設整備の促進
- ・阪神港の機能強化に資する連携港湾における港湾施設整備の促進
- ・万博期間中の物流機能維持の対策への支援
- ・AIターミナル実現に向け、CONPASシステムの利用促進に向けた支援など国による取組強化
- ・カーボンニュートラルポート(CNP)実現に向けた国の支援強化
- → 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金制度」の拡充
- ▶ 陸上電力供給施設の導入・利用コスト等に係る支援
- ➤ CNP形成に関する新技術を活用した高度化実証の拡充

〇 子育て・教育環境の充実

(1) 保育無償化の拡充と在宅等育児支援の充実

(こども家庭庁)

【本市の提案・要望】

- 子育て世帯の経済的負担軽減とニーズに応じた支援策の強化
- 〇 「新子育て安心プラン」に基づく支援施策の継続・拡充

【現状·課題】

- 0~2歳児の子育では、保育所等利用の有無など様々であり、保護者の育児負担等は大きいにも関わらず、支援が比較的手薄となっている。こども未来戦略でめざす将来像の実現に向けては、子育てしやすい環境を更に広げていく必要があるため、保育無償化の拡充や在宅等育児への支援など、経済的な面を含めた支援の強化が必要である。
- 根本的な待機児童問題は未だ解決していない。全国的に女性の労働参加が進んでおり、将来的な労働力人口の減少を見据えても、女性就業率は今後も増加し、保育ニーズが更に増えると見込まれることから、多様なライフスタイルに寄り添い、保育を必要とする全てのこどもが入所できるよう受け皿を確保するとともに、労働環境を含め保育士等の処遇を抜本的に改善し保育人材を安定的に確保するため、国による積極的な支援が必要である。

(子育て世帯の経済的負担軽減とニーズに応じた支援策の強化)

- 全てのこどもが等しく教育・保育を受けられるよう、**多子世帯の保育料及び副食費の負担軽減に係る所得制限等を撤廃するとともに第2子の保育料を無償化**すること。また、幼稚園類似施設や一定の教育の質が認められた認可外保育施設を保育要件に該当しない者が利用した場合も法に基づく国の無償化の対象とし、保育要件の有無によって取扱いの異なる満3歳児の保育料の無償化は、国の責任において早急に整理を図ること。
- こども誰でも通園制度の法制度化に向けては、試行実施を踏まえた補助単価の設定や現 行の給付等と整合した歳児別の単価設定、人口規模に応じた財政措置を講ずること。
- 在宅等子育て家庭の負担を軽減し、安心して子育てができるよう、支援メニューの受け 皿拡大が必要であり、安定した運営と新規の参入促進のため、一時預かり事業について は、専任の保育士配置や0歳児の受入れ加算制度の創設、補助区分を細分化したうえで 補助基準額の引上げが必要であり、病児・病後児保育事業は、賃借料への補助制度を創 設するなど財政措置の充実が必要である。

(「新子育て安心プラン」に基づく支援施策の継続・拡充(保育人材確保・保育所等整備))

- 本市では「新子育て安心プラン」による財政支援を活用し、待機児童対策に取り組んでいるが、保育士の宿舎借り上げ支援事業や整備補助率の嵩上げなど、引き続き国と一体となって対策に取り組む必要があるため、令和6年度末で期限を迎えるプランについて、新たなプランの策定と支援策の継続・拡充が必要不可欠である。
- 保育士不足の要因のひとつとして、給与水準が一般労働者よりも低いことが考えられる ため、**国の責任において更なる給与改善を図る**べきである。
- また、保育人材確保には、労働環境の改善や継続雇用の支援施策の充実を図るなど、働き方改革に向けた取組を進めていく必要があるため、1歳児の保育士配置基準改善の早期実現と、完全週休二日制や年次有給休暇取得を促進する加配制度の創設など、国による支援策が必要である。加えて、保育の受け皿として1・2歳児を受け入れている幼稚園型認定こども園についても、保育人材確保対策事業の対象とすべきである。
- 施設整備促進のためには、整備費が補助基準額を大幅に超過し過度な事業者負担となっているため、補助基準額を引き上げるとともに、賃貸物件の活用促進のため、都心部の実勢賃料から乖離している公定価格の賃借料加算額を東京都、埼玉県等と同額とするなど実情に見合った金額とすること。また、保育所分園の賃借料加算について、分園ごとの規模に応じた加算認定と小規模保育事業所並みの単価への引上げが必要である。

担当:こども青少年局

○乳幼児期の子育ての現状

0~2歳

3~5歳

支援が手薄

幼児教育·保育無償化 (92%のこどもが保育所等を利用)

「子育てによる身体的な疲れが大きい」 と回答した保護者の割合

・ 子育での形は千差万別 (保育所等利用、在宅での子育で等)

経済的な負担だけでなく、日々子育てされている方の育児負担も大きい

保育所等 42%

在宝等 58%

≪令和5年度こども・子育て支援に関するニーズ調査≫ 42, 1% 39. 7% 39.6% 32. 7% □ 0歳 ■ 1歳 ■ 2歳 ■ 3~5歳

○多子世帯の保育料の負担軽減 【例:3きょうだい 第1子は小学生 第2子・第3子は保育所(0~2歳児)の場合】

		第1子 小学生	第2子 保育所	第3子 保育所
年収約 360 万<u>未満</u>相当世帯	4	第1子	第2子【保育料 <u>半額</u> 】	第3子【保育料 <u>無償</u> 】
年収約 360 万<u>以上</u> 相当世帯	7	<u>カウント対象外</u>	第 1 子【保育料 <u>通常</u> 】	♦ ● 第2子【 保育料 半額 】

同じ世帯構成でも所得水準によって子のカウントが異なり、保育料の負担に差が生じている。

基準額に対する

加算制度の創設

5,320千円

が必要

※本市独自で保育料に係る多子軽減の所得制限撤廃と第2子の保育料を無償化(R6.9) ■ 国制度として実施が必要

○幼児教育・保育の無償化

幼稚園類似施設

一定の教育の質が認められた認可外保育施設 (保育の必要性のない満3歳~5歳児について)

在】国庫補助制度に基づく無償化 部対象外

【あるべき姿】認可施設等と同様、法に基づく無償化

〇一時預かり事業の補助制度

車仟の保育十配置

運営費基準額(300人未満) 【参考】保育士人件費 (R5公定価格)

2,751千円 4,320千円

⇒ 国の運営費基準額では、**保育士1名分の給与にも満たない**

• **0 歳児受入** (保育士配置基準)

0歳児 3・1 ⇔ 1・2歳児 6・1 ⇒ 他の歳児と比べて**配置を手厚くする必要**

・補助区分の細分化と単価引上げ

年間延べ利用児童数 基準額 300人~900人未満 3.051壬円

900人~1,500人未満 3,267十円	900人~1,500人未満	3, 267千円	単価引上げ
-----------------------	---------------	----------	-------

(本市基準)		
年間延べ利用児童数	基準額	
300人以上~400人未満	3,051千円	
400人以上~500人未満	3,087千円	
500人以上~600人未満	3,123千円	細
~		分
900人以上~1,000人未満	4,836千円	化
1 000 人以上~1 100 人去法	5 078年四	1

1,100人以上~1,200人未満

〇保育士と一般労働者の賃金水準(年収)



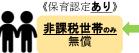
○賃貸物件による保育所整備の場合(定員60人以上)

	R5基準額	R 5 実績額
整備費 (改修費)	63, 882 千円 (3/4 補助)	約 150,000 千円
給付費 (賃借料加算)	月額 (60 人) 264 千円 (10/10 交付)	月額 1,080~ 1,936 千円

□取り扱いの異なる満3歳児の保育料 □

(例:認定こども園における2歳児クラスの満3歳児)

同じ2歳児クラスでも取扱いが異なる





《保育認定なし》

〇賃借物件における病児・病後児保育



国補助	建設補助	改修補助
賃料負担 (事業者)	_	自己負担 150千円程度
	II.	

賃料の経済的な負担が大きく、賃貸物件を 活用した新規事業者の確保や安定した運営 に繋がりにくい

賃借料加算制度の創設が必要

〇自己所有による保育所整備の場合

_				•			
	民間保育所	整備補助金(;	× 1)		R 5 実	績額 (※2)	
補助基準額 269 百万円				惠	修備費用平均] 309 百万円	
	補助金 201 百万円 75%			補助金	201 百万円	65%	
	法人負担	68 百万円	25%		法人負担	108 百万円	35%

令和6年度基準(定員87人、土地借料加算なし) ※2 5 施設、定員平均87人、土地賃借経費除く

〇給付費における賃借料加算区分・加算額

区分	都道府県	加算月額	R 5 地位	西公示(㎡)
a 地域	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県	486 千円 (@8, 100 ×60 人)	東京都 横浜市 さいたま 千葉市	1163.2 千円 353.3 千円 7 325.1 千円 164.2 千円
b地域	大阪府 奈良県 滋賀県 ほか	264 千円 (@4, 400 ×60 人)	大阪市 奈良市 大津市	855.7 千円 140.3 千円 97.8 千円

〇 子育て・教育環境の充実

(2) 全ての妊産婦等・子育て世帯・こどもへの包括的な支援の推進

(こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省)

【本市の提案・要望】

- 妊娠前からのライフステージを通じた切れ目のない支援の推進
- ひとり親家庭への支援の充実など、こどもの貧困対策の推進
- 放課後に安全・安心に活動できる健全育成の場の提供に向けた取組の推進

【現状・課題】

- こどもへの投資は「未来への投資」であり、こどもへの支援は当然のこと、現役世代への重点投資として、こどもを望む世帯や子育て世帯へもサービスを拡充し、きめ細やかで切れ目のない支援に取り組む必要がある。そのためには、こども家庭庁が司令塔となり、抜本的な社会構造改革や制度改正、こども関連予算の大幅増などの財政措置とあわせて、自治体の相談支援体制の機能強化を率先して推進しなければならない。
- こどもの貧困対策は国をあげて取り組み、こどもたちの未来が生まれ育った環境により左右されることなく、等しく教育を受けられ、進路をあきらめずに自らの可能性を 追求でき、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現をめざす必要がある。
- 全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、市内の全市立小学校(283 か所)において放課後子供教室(児童いきいき放課後事業)を実施しているが、女性の就業割合の高まりや核家族化の進行などにより、受入児童数は年々増加しており、指導員の人材確保などが課題となっている。

(妊娠前からのライフステージを通じた切れ目のない支援の推進)

- 包括的な支援の取組は、妊娠前から始まっている。こどもを生み育てることを希望する世帯が安心して必要な不妊検査や不妊・不育治療を受けられるよう、早期に保険適用の範囲を拡大するとともに、保険適用されるまでの間においては、検査費や治療費に係る全国統一的な助成制度が必要である。
- こども家庭センターは、統括支援員の配置やサポートプランの作成など、全ての妊産婦等・子育て世帯・こどもへの包括的な支援の要として、その役割が今後ますます重要となってくる。母子保健と児童福祉の双方に十分な知識を有する専門性の高い人材を安定的に確保していくためには、各自治体の実情に合わせた人員配置となるよう国庫補助基準を見直すべきである。

(ひとり親家庭への支援の充実など、こどもの貧困対策の推進)

- ひとり親家庭、特に母子世帯については、経済状況が厳しいことが実態調査により明らかになっており、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援が、こどもの貧困の解決策として効果的である。そのため、高等職業訓練促進給付金を引き上げ、修学に専念できる環境を整えることや、就職に有利な看護師等の資格取得をめざし、専門学校の入学に向けて、予備校などが実施する専門学校受験対策講座を受講している実情を踏まえ、当該費用に対する補助制度の創設が必要である。
- 医療費助成制度全般について早期に国において制度化すべきであり、特にひとり親家 庭への制度は全ての都道府県で実施済みのため、国による財政措置が必要である。
- 施設入所児童等が、大学進学等を希望しても学習塾等による勉学の機会が少ないことを理由に断念し、結果として職業選択が制限され、貧困の連鎖とならないようにする必要がある。こどもが将来の自立に向けて必要な力を身に付ける機会を確保するため、高校生の学習代等についても中学生と同様に上限のない実費額の支弁が必要である。
- 児童養護施設や母子生活支援施設の利用者が、退所後に自立した生活を営み、貧困に 陥ることがないよう、つながりを持った施設が一貫した支援を安定的に行うため、措 置費の加算対象となっている自立支援担当職員を必置とすることが必要である。

(放課後に安全・安心に活動できる健全育成の場の提供に向けた取組の推進)

○ 全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・交流活動を行うことができ、子育て世帯が就学後も切れ目なく支援を受けるためには、安定的に指導員を確保することが重要である。しかしながら、昨今の雇用情勢等の影響を受け、最低賃金並みの謝金では人材確保が困難であるため、補助区分を謝金から賃金へ見直したうえで、補助単価を引き上げる必要がある。

担当:こども青少年局

(令和5年度)

○大阪市内医療機関における不妊治療の保険適用後の実態調査結果(令和4年8月)



令和4年4月より体外受精・顕微授精を伴う不妊治療が保険適用されたものの、市内医療機関での治療実績(令和4年4~6月)において、保険診療のみで実施できた割合は45%であり、一定の経済的負担は残っている。

※生殖補助医療を実施する市内医療機関へのアンケート調査



主な貧困課題

経済的な負担を軽減し、こどもを望む方が安心して必要な検査や治療を受けられるよう、国が安全性・有効性を一定評価した治療や検査について、早期に保険適用とするとともに、保険適用されるまでの間の助成制度が必要

※令和5年4月:本市独自で助成制度創設

〇こども家庭センター

サポートプラン作成支援員の配置加算

	国基準	本市【直営】		
補助	<u>非常勤職員のみ</u> (直営の場合)	<u>常勤職員</u>		
基準	こども家庭センターごとに配置 (本市 R6:24か所、32人)			

常勤職員の配置に対する加算が必要

主な項目	等価可処分所得※1		
(市立小5・中2の全児童・生徒と保護者)	中央値以上※2	中央値の 50%未満	
こどもに服や靴を買えなかった	1.9%	19.3%	
学校の勉強がよくわかる	34.1%	18.6%	
母子世帯の割合	14.3%	52.9%	

○大阪市子どもの生活に関する実態調査結果

・世帯の経済状況が、こどもの生活や学習環境、学習理解度に影響

・困窮度の高い世帯は複合的な課題を抱え総合的な支援が必要 など

・ひとり親(特に母子世帯)の経済・生活状況の厳しさ

※1 所謂、手取り収入を世帯人員の平方根で除し調整した所得 ※2 本調査では 265 万円

○ひとり親家庭への就労自立支援施策の状況

•高等職業訓練促進給付金

年				度	H20	H21	H22	H23	H24	H29	H30	Rπ	R2	R3	R4	R5
支	給	J	l	数	61	<u>147</u>	204	<u>127</u>	56	65	108	<u>113</u>	105	<u>106</u>	145	136
給作	甘単値	[(Ŧ F	9)	103	<u>141</u>	<u>141</u>	<u>141</u>	100	100	<u>141</u>	<u>141</u>	<u>141</u>	<u>141</u>	<u>141</u>	<u>141</u>
	Ξ.					141	141	141	100 · · ·	100	<u>100</u>	100	100	100	<u>100</u>	<u>100</u>
支	給期	間	Ŀ	限	就業期間 の1/3	全期間	全期間	全期間	3年	3年	3年	4年	4年	4年	4年	4年

国制度が拡充されていた平成 21 年~23 年の実績をもとに、平成 30 年より市負担で 補助額を上乗せした結果、利用者が増加 する効果が得られたため、給付額の引上げ が必要

•専門学校等受験対策給付金 ※市単独事業



- ・予備校などが実施する専門学校等受験対策講座の受講費用を補助 (給付上限額 330 千円)
- ・看護師養成校の社会人入学定員が少ないなか、本市制度利用者の 合格率は、一般受験者の合格率より高く推移しており事業効果が 確認できる。
- ・ひとり親家庭の安定した就労や自立につながる資格取得のため、 国による補助制度の創設が必要

○施設入所児童(里親委託含む)の学習代に支弁される措置費の状況

		教育費	教材費	部活動費	学習塾費 (中学)、補習費 (高校)	
	中学生	基準	9, 380 円	実費(上限なし)	実費(上限なし)	実費(上限なし)
	高校生	基準	公立:	28,330円 私立:39	9, 540 円	月額 20,000 円 (高校 3 年 月額 25,000 円)

学校生活(課外活動含む)及び学校外の学習費用について、<u>中学生は実費が支給されるが、高校生は上限設定があり、不足分は施設等の</u> 持ち出しとなる。特に里親委託においては、不足分が**里親個人の持ち出し**とならざるを得ない。

○放課後子供教室(児童いきいき放課後事業)の状況



- ・参加児童数が増加しているため、安全確保の観点 から、指導員の増員が必要となるが、一方で、 昨今の雇用情勢等の影響を受け、人材確保ができ ず指導員不足(約360人)が深刻
- ・現在の最低賃金並みの謝金では人材確保が困難 であることから、指導員の処遇改善を行うため、 国の補助制度の見直しが必要

15

〇 子育て・教育環境の充実

(3) 児童虐待防止対策の充実

(こども家庭庁)

【本市の提案・要望】

- 児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応のための体制強化と 必要な財政措置
- 一時保護施設の設備及び運営に関する基準における経過措置期間の延長
- 児童養護施設・乳児院等における人材確保策の創設

【現状・課題】

- 児童虐待相談受付件数が高い水準で推移するなか、重大な児童虐待ゼロの実現をめざし児童虐待防止対策を推進するためには、こども相談センター(児童相談所)の機能強化とともに、市民に身近な区役所(こども家庭センター)との連携・支援の強化や被虐待児の受け皿ともなる児童養護施設等の養育環境の充実を図る必要がある。
- 令和6年4月に施行された一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、夜間のユニットごとの職員配置など、児童の安全な生活環境を保障するため必要であるが、これまで準用していた児童養護施設の基準に比較して大幅な増員を伴うため、専門性を有する人材及び支援の質を確保していくことが課題となっている。
- 児童養護施設や乳児院等においても保育士等の配置が必要であるが、ケアニーズの高い児童の入所が増え、職員の負担も増加しており、働き続けることが難しく離職率は高く、保育施設と同様に人材の確保に苦慮している。今後、家庭的養育優先の原則のもと、施設の小規模化かつ地域分散化等の推進やショートステイの拡充等に伴い、より一層の人材確保が求められるため、国において人材確保支援策を早急に講じる必要がある。

(児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応のための体制強化と必要な財政措置)

- 区役所における相談支援体制・専門性の強化及び児童相談所との連携強化のために、 児童相談所に配置する**区役所支援のための児童福祉司を、指定都市で1人ではなく、 複数ある児童相談所ごとに配置できるよう制度改正し、財政措置を拡充**すること。
- 家庭支援事業は、福祉サービスの利用に消極的な家庭を支援するため、利用者負担を 求めずに提供することが不可欠であり、少なくとも**要保護家庭等やヤングケアラーの** いる家庭については、国制度においても利用者負担の撤廃が必要である。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準における経過措置期間の延長)

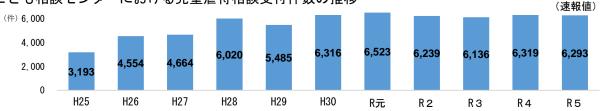
○ 本市では他都市に先駆け、国が示す一時保護ガイドラインに基づき、個室化・ユニット化による生活環境の向上とともに入所定員の増員を図るため、令和8年度までに一時保護施設を4か所体制とする施設整備と計画的な職員確保を進めている。職員の配置にあたっては、計画的な人材の確保と専門性の育成が必要となるが、新たに示された職員配置基準は従来の基準に基づく配置計画に比べ、更に大幅な増員が必要となるが、施行後の経過措置期間は令和7年度末までとなっており、支援の質を低下させることなく、定員を確保するためには、経過措置期間の延長が必要である。

(児童養護施設・乳児院等における人材確保策の創設)

○ 施設の小規模化かつ地域分散化等の推進に伴い、児童養護施設や乳児院等における職員の人材不足の深刻化が見込まれるなか、職員の給与改善が一定図られたものの不十分であるため、更なる措置費の引上げとともに、保育施設の保育士宿舎借り上げ支援事業等のような人材確保支援策、離職防止策の制度創設が早急に必要である。

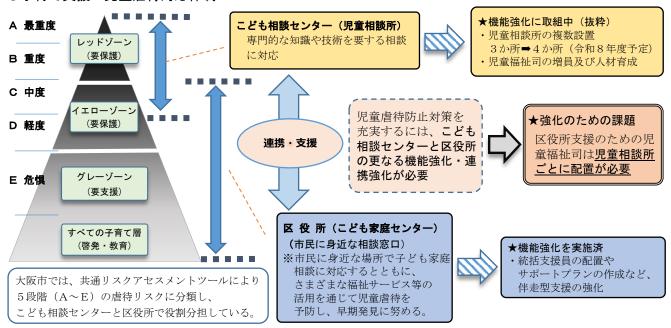
担当:こども青少年局

○こども相談センターにおける児童虐待相談受付件数の推移

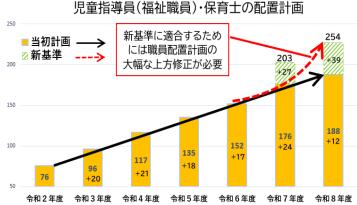


※平成29年度の相談受付件数の減少は、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

〇子育て支援・児童虐待対応体制



〇一時保護施設の設備及び運営に関する基準に基づく職員配置について



○当初計画

令和7年度+24人 <u>令和8年度+12人</u> 合計 +36人の増員

> 更に+66人の 増員が必要

職員確保、人材 育成の観点から、 経過措置期間は 5年程度が必要

〇新基準に適合するための配置計画 (試算)

令和8年度に向けて

合 計 +102人の増員が必要

○児童養護施設等における保育士・児童指導員の離職率

	R 2	R 3	R 4
児童養護施設等(大阪市)*1	10. 2%	14. 4%	13. 3%
保育施設保育士(全国) *2	10.3%	9.8%	10.5%

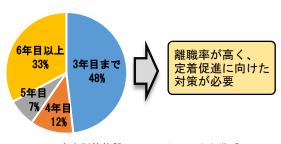
- *1 本市所管施設へのアンケートから作成(令和6年2月実施)
- *2 (参考) 厚生労働省「社会福祉施設等調査」から作成

○児童養護施設等における保育士・児童指導員の平均賃金

児童養護施設等(大阪市)*3	保育士(全国)*4	全産業(全国)*4
381 万円	401 万円	507 万円

- *3 令和 4 年度民間施設給与等改善費及び社会的養護処遇改善加算実績報告書より算出
- *4 (参考) 令和5年度厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から作成

○児童養護施設等における保育士·児童指導員の 勤続年数



本市所管施設へのアンケートから作成 (令和6年2月実施)

〇 子育て・教育環境の充実

(4) こどもの教育環境の充実

(文部科学省)

【本市の提案・要望】

- 学校給食費の無償化実施に係る財政措置
- 児童生徒の急増対策に係る国庫負担制度等の拡充及び老朽化が進む 学校施設の維持管理・更新を推進するための制度拡充並びに財源の確保
- 小学校体育館への空調機整備を推進するための財政措置
- ICT 活用における将来にわたる費用の継続的かつ十分な財政措置

【現状:課題】

(学校給食費の無償化)

○ 大阪市立学校の児童生徒の学校給食費については、令和2年度から令和4年度までは 新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい社会情勢を踏まえ臨時的な負担軽減措 置として無償としてきた。また、令和5年度からは、義務教育無償の趣旨を踏まえ、 「食育の生きた教材」である学校給食の全員全額無償化を本格実施しているが、本来 学校給食は、国の施策において無償となっている教科書等と同様に、就学義務と密接 な関わりがある義務教育無償の範囲内に位置づけるなどすべきであり、恒久的に実施 するものとして財政措置が必要である。

(児童生徒の急増対策・学校施設の老朽化対策等)

- 本市では「大阪市学校施設マネジメント基本計画」を策定し、こどもの教育環境の充 実をめざして、児童・生徒の急増による教室不足や学校施設の老朽化といった課題に 取り組んでいる。
- 本市中心部の学校において、児童・生徒数の増加による教室不足や運動場の狭隘化が 見込まれており、その課題解決に向け、平成29年5月に「児童急増対策プロジェクト チーム」を設置し、従来の手法にとらわれない対策を検討している。その対策の実現 に向けては、国の制度拡充や財源の確保が必要であり、最大3年先の学級数でしか補 助資格を算定できない、いわゆる前向き資格について、児童推計増を可能な限り先を 見据え必要な教室数を整備できるよう制度を改正するとともに、補助単価の引上げが 必要である。
- 特に都心部における児童数の急増は顕著であり、**新増築及び改築事業の補助率嵩上げ** が必要である。
- 学校は児童生徒の生活の場であり、災害時の収容避難所等にも指定され、老朽化対策 を進めていく必要があることから、「学校施設環境改善交付金」について、補助率の嵩 上げ及び補助単価の引上げが必要である。

(小学校体育館への空調機整備)

○ 近年、猛暑が続いており、熱中症等を予防し児童の安全な教育環境の確保が重要となっていること及び小学校体育館が災害時に避難所となることから、**小学校体育館への空調機整備に係る経費について、財政措置**が必要である。

(ICT活用のための環境整備)

- 1人1台学習者用端末更新に係る経費が新たに財政措置され補助対象となったものの、補助基準額と実際の価格に差が発生することが見込まれることから、補助基準額の見直しが必要である。
- 家庭学習のための通信費等について補助制度が創設されていないことから、将来にわたる継続的な費用等について財政措置が必要である。

○ GIGAスクール運営支援センター整備事業として、令和6年度までの財源措置とされているが、1人1台学習者用端末の活用の促進にあたり、必要となる経費であることから、令和7年度以降も引き続き財政措置が必要である。また、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに沿ったアクセス制御を導入したネットワークの構築・運用費用などのセキュリティ対策等の費用について財政措置が必要である。

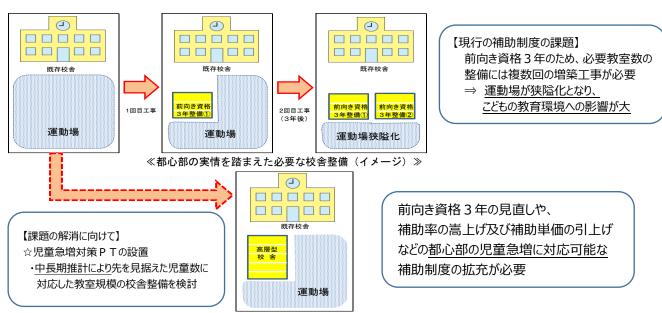
担当:教育委員会事務局

〇 公財政による教育分野への支出等

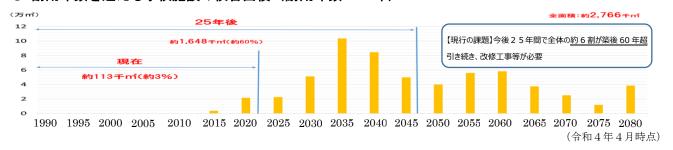
	対象者	根拠法令
授業料不徴収	国公立の義務教育諸学校の児童生徒	日本国憲法第26条第2項、教育基本法第5条第4項、 学校教育法第6条
教科書無償給与制度	義務教育諸学校の全児童生徒	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

〇 現行の補助制度による増築校舎整備の課題

≪現行の補助制度による整備校舎整備(イメージ)≫



〇 耐用年数を迎える学校施設の校舎面積(耐用年数:60年)



〇 学習者用端末に対する国の財政措置の状況

項目	端末整備費	家庭学習通信費	セキュリティ対策費	ライセンス費用	運用保守費用
国の財政措置	\triangle	×	×	×	×

※補助基準額の引上げが必要

補助基準額:5.5万円/台 R5契約額:約9万円/台

- 〇 安全・安心で住みやすいまちづくり
 - (1) 防災・減災、国土強靭化の推進
 - ◇ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(国土交通省・内閣府・総務省)

【本市の提案・要望】

- 防災・減災、国土強靭化に係る財源の確保及び施策の継続
- 〇 巨大地震や激甚化する風水害への防災・減災対策を推進させるための 財政支援の拡充及び制度の創設

【現状・課題】

- 近年、気候変動の影響により風水害が激甚化・頻発化することが想定され、南海トラフ巨大地震等も切迫するなど、自然災害のリスクが高まり、流域治水対策や耐震対策などの防災・減災対策をより一層進める必要がある。このような中、海岸保全や治水計画、下水道による都市の浸水対策等について、国から気候変動による影響を考慮するようにとの要請があり、本市における各種計画を見直す必要性が生じている。
- 今後は、見直し後の新たな計画に基づき、施設の整備や設備の更新にあわせた機能向上などの事前防災対策が求められており、とりわけ、激**甚化・頻発化する風水害や切迫する南海トラフ巨大地震等に備える防災・減災対策をより一層加速**する必要がある。

(防災・減災、国土強靭化に係る財源の確保及び施策の継続)

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は、令和7年度までの期限付きの措置となっているが、今後地方が大規模かつ中長期的な対策を防災・減災、国土強靭化の推進に向け計画的かつ着実に推進するためには、施策の継続による予算・財源の安定的な確保に加えて、地方が事業を実施できるよう予算措置が必要である。
- また、喫緊の課題である防災・減災対策を促進できるよう創設された**緊急自然災害防止対策事業債の制度拡充**及び、**緊急防災・減災事業債を含めた期限延長**が必要である。

(巨大地震や激甚化する風水害への防災・減災対策を推進させるための財政支援の拡充及び制度の創設)

- 防災・減災対策の推進には、大阪港内埋立地の浸水対策、気候変動を踏まえた海岸堤防の嵩上げや下水道施設の浸水対策、河川護岸の耐震対策など、洪水・高潮、地震・津波等による人命・財産の被害の防止・最小化のための対策を推進するために必要となる継続的な財政支援と補助制度の拡充が必要である。特に、危険物取扱施設に近接した箇所の堤防耐震対策は、高度な技術力を要するため国直轄事業による早急な対策が必要である。
- 緊急交通路の無電柱化など、災害に際し、交通ネットワーク・ライフラインを維持し、 迅速な復旧復興と国民経済・生活を支えるための対策を推進するため、**継続的な財政 支援と制度拡充**が必要である。

担当:大阪港湾局•建設局

○防災·減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(防災・減災対策項目を一部抜粋)

	TO THE CONTRACT OF THE SECTION OF TH				
項 目	提案				
激甚化する風水害や切迫する大規模地 震等への対策	大規模かつ中長期的な対策を防災・減災、国土強靭化の推進に 向け計画的かつ着実に推進するため、施策の継続による予算・ 財源の安定的な確保に加えて、地方が事業を実施できるよう予 算措置が必要				
主な本市対策事業					
24-ph)	ラストリンナル ファーケー・コテリケ				

- ・道路ネットワークの機能強化対策
- ・緊急交通路の無電柱化
- ・グリーンインフラを活用した防災・減災対策
- ・道路交通の低炭素化(安全快適な自転車利用環境の創出)
- ・気候変動を踏まえた下水道施設の浸水対策
- 下水道施設の耐震対策

- ・無電柱化と連携した下水管渠の耐震対策
- 河川護岸の耐震対策
- 大阪港内埋立地の浸水対策
- ・気候変動を踏まえた海岸堤防の嵩上げ
- ・臨港交通施設の機能強化
- ・港湾施設、海岸堤防の老朽化対策

〇地方債に係る制度の拡充

項目	提 案
緊急自然災害防止対策事業債	ポンプ施設等の排水機能確保に資する改築や、管渠施設の改築は 対象外であり、令和7年度までの時限措置 ・対象施設の拡充及び期限延長
緊急防災·減災事業債	令和7年度までの時限措置 ・ 期限延長

〇防災・減災対策を推進させるための財政支援の拡充及び制度の創設

項目	提案
大阪港内埋立地の浸水対策 (護岸等の嵩上等)	平成30年台風第21号の高波等により、大阪港内埋立地(咲洲・舞 洲・夢洲)の一部において浸水被害が発生 ・継続的な財政支援による浸水対策の着実な推進
気候変動を踏まえた高潮及び浸水対策 (海岸堤防の嵩上げ) (下水道施設の更なる施設整備) (グリーンインフラを活用した防災・減災対策)	気候変動(将来の降雨量の増加含む)を踏まえた新たな高潮・浸水 対策には、海岸堤防の嵩上げや改築に合わせた雨水ポンプの能力増 強など更なる下水道施設整備が必要 ・国費総枠の拡大及び中長期にわたる継続的な財源配分 ・補助制度の拡充(市内全域対象)による都市の防災力強化
河川護岸の耐震対策	本市管理河川の大半は掘込河道となっており、都市インフラや家屋 及び商業施設が近接した都市部特有の背後地の状況があり、地震発 生時の護岸変異による周辺地域へ被害が発生する恐れがある ・特殊堤護岸の耐震化等を進めるため、継続的な財源配分により強 靭化を着実に促進
危険物取扱施設に近接した箇所における 堤防耐震対策等の直轄事業化	堤防背後に危険物取扱施設が立地している此花地区の対策にあたっては、企業活動に極力配慮した高度な技術力が必要 ・国直轄事業による堤防耐震対策等の実施
緊急交通路の無電柱化 無電柱化や水道事業と連携した下水管渠 の耐震対策	電柱倒壊の恐れのある緊急交通路の無電柱化を推進するとともに、 無電柱化や水道事業と連携した下水管渠の耐震対策が必要 ・電線管理者による単独地中化の促進や電線管理者への包括委託に 関する仕組みの構築及び財政支援の充実 ・重要施設(災害医療協力病院等)に位置付けられた施設と下水処理 場を接続する下水管渠も補助対象となるよう制度を拡充
都市基盤の復旧・復興に不可欠な道路区域 境界線座標データの整備	事前復興まちづくり計画策定の一環として、災害時における速やかな都市基盤の復旧・復興に不可欠な道路区域境界線の座標データ整備が必要・継続的な財源配分による事業の促進

<u>危険物取扱施設近接箇所の直轄事業化</u> (大阪港 此花地区)





- 〇 安全・安心で住みやすいまちづくり
 - (1) 防災・減災、国土強靭化の推進
 - ◇ 建築物・民間鉄道施設の耐震化、密集市街地整備等

(国土交通省・総務省)

【本市の提案・要望】

- 建築物の耐震化を促進するための制度拡充及び財源の確保
- 民間鉄道施設の耐震化を促進するための制度拡充及び財源の確保
- 密集市街地整備を推進するための制度拡充及び財源の確保
- 小学校体育館への空調機整備を推進するための財政措置

【現状・課題】

- 平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、大阪市内で震度6弱を観測し、今後も 南海トラフ巨大地震や直下型地震の発生が危惧され、甚大な被害が想定されている。 平成28年に発生した熊本地震では、新耐震基準以前に建築された住宅や、鉄道施設等 が大きな被害を受けており、住宅の倒壊防止をはじめ、多数の市民が利用する建築物・ 鉄道の耐震性や、密集市街地の防災性を高めることの重要性が再認識されたところで あり、建築物・民間鉄道施設の耐震化や、密集市街地の整備に着実かつ早急に取り組む 必要がある。
- また、令和6年能登半島地震では避難所生活が長期化しているが、本市においては避難所となる小学校体育館には未だ空調機が整備されておらず、避難生活環境の改善に 早急に取り組む必要がある。

(建築物の耐震化の促進)

- 民間住宅の耐震化を促進するとともに、東日本大震災における吊り天井の脱落被害を 踏まえ、市設建築物の吊り天井脱落対策の着実な推進を図る必要がある。
- そのため、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」における民間住宅の耐震改修費補助の要件緩和、並びに市設建築物の天井の耐震改修に関する対象建築物に係る要件緩和、補助対象限度額の撤廃、補助率の引上げが可能となるよう、制度拡充及び財源の確保が必要である。

(民間鉄道施設の耐震化の促進)

○ 民間鉄道事業者が国の基準に基づき行う鉄道施設の耐震化の完了に向けて、**耐震改修 費補助に係る地方負担額への起債充当を可能とする制度拡充及び財源の確保**が必要である。

(密集市街地整備の推進)

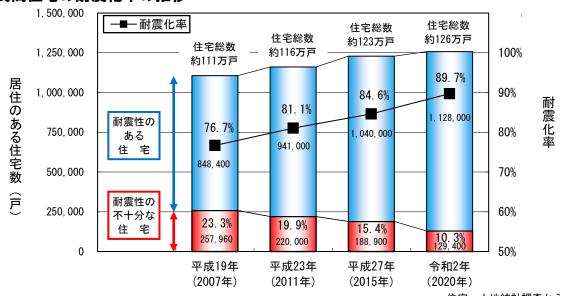
- 国は住生活基本計画において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和 12 年度 までにおおむね解消することを目標としており、大阪市には、この密集市街地に該当 する約 470ha をはじめ、面的な災害の可能性が高い密集市街地が約 3,800ha あること から、民間老朽住宅の除却や建替えの促進を図る必要がある。
- そのため、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を含む密集市街地整備を推進するため、引き続き社会資本整備総合交付金の基幹事業である「住宅市街地総合整備事業」 に係る財源の確保が必要である。
- また、都市の防災骨格の形成に資する都市計画事業について、「**密集市街地総合防災事業」における補助率の引上げを可能とする補助制度の拡充及び重点的な財源配分の継続**が必要である。

(小学校体育館への空調機整備)

○ 避難所となる小学校の体育館に計画的に空調機を整備するには多額の費用と期間を要することから、**緊急防災・減災事業債の期間延長などの財政措置**が必要である。

担当:都市整備局・計画調整局・建設局・教育委員会事務局・危機管理室

○民間住宅の耐震化率の推移



住宅・土地統計調査から推計

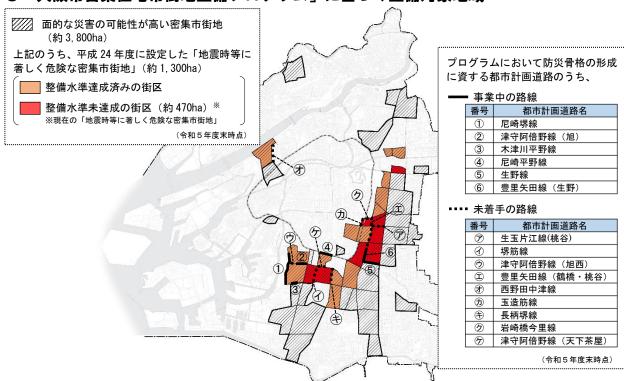
「大阪市耐震改修促進計画」(令和3年3月改定)において、民間住宅の耐震化率を令和7年までに95%とする目標を定めている。

○特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令の概要

耐震補強の対象・地域	耐震補強の目標	
一日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区の橋りょう等 ^{※1}	速やかに	
一日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区の PC桁を支えるラーメン橋台 ^{※2}	令和9年度末	
一日あたりの平均乗降客数が1万人以上のターミナル駅 ^{※1}	速やかに	
緊急輸送道路等と交差・並走する線区の橋りょう等 ^{※1}	速やかに	

- ・ 首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6弱以上が想定される地域が対象
- ※1 大阪市内の進捗率:約99.3%(令和5年度末時点)
- ※2 令和5年4月1日の省令改正により追加

○「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」に基づく整備対象地域



- 〇 安全・安心で住みやすいまちづくり
 - (1) 防災・減災、国土強靱化の推進
 - ◇ 将来を見据えたインフラ老朽化対策

(国土交通省・総務省・経済産業省)

【本市の提案・要望】

- インフラ施設の維持管理・更新を推進するための制度の創設・拡充及び財源の 確保
- 下水道事業に係る国庫補助制度の創設・継続及び重点的な予算配分の拡充

【現状·課題】

- 本市は、膨大な量のインフラ施設を有しており、また、古くから都市化が進み、老朽 化も進行していることから、これらインフラ施設の維持管理・更新の推進は喫緊の課 題となっている。こうしたことから、これまでも道路、橋梁など個別施設毎に維持管 理計画を順次策定し、長寿命化を基本とした維持管理・更新によりコストの平準化と 抑制に取り組んできている。
- あわせて、平成27年12月に策定した「大阪市公共施設マネジメント基本方針」(令和3年2月改訂)に基づき、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進しているところであり、中長期的な視点に立って施設の維持管理をより計画的に進め、施設の安全確保・機能維持を着実に進める必要がある。

(インフラ施設の老朽化対策)

- 今後、急速に老朽化が進行する社会インフラを適切に維持管理・更新するためには、 重点的かつ集中的な老朽化対策に取り組んでいかなければならない。「防災・減災、国 土強靱化のための5か年加速化対策」の柱の一つである予防保全型インフラメンテナ ンスへの転換に向け、インフラ施設の長寿命化を図るための維持管理や今後増大が見 込まれる更新に要する費用に係る**財源を引き続き確保**する必要がある。
- 道路施設、河川管理施設、公園施設及び港湾・海岸施設の計画的・効率的な維持管理・ 更新を推進するため、状態監視を確実に実施するための点検費用の起債充当などの地 方債に係る制度拡充が必要である。また、老朽化による損傷により都市活動に与える 影響の大きい施設等について、社会資本総合整備事業及び個別補助事業における交付 要件の緩和・重点配分対象施設の拡大・補助率の嵩上げ等、維持管理・更新に係る国 庫補助制度等の拡充が必要である。
- 水道の施設整備事業に関する交付金の採択基準の緩和や対象施設の拡大、工業用水道 の施設整備事業に関する補助金の老朽化対策への予算措置等、水道及び工業用水道の 更新整備に係る**国庫補助制度の拡充**が必要である。
- 多種多様な施設の法定点検をより効率的・効果的に行うため、点検に係るコスト低減 が可能な新技術の開発促進と、新技術を実用化するために必要な基準の整備や検討費 用に係る財政措置が必要である。

(下水道事業に係る国庫補助制度)

- 従来から下水道の公共性・公益性を踏まえ、使用者・地方・国、それぞれの責務が明確に示されている。これに基づく費用負担が前提となる機能維持(改築)に係る現行の 国庫補助制度の継続が必要である。
- PPP/PFI の導入促進に向けては、コンセッション方式及び上下水道一体のウォーター PPP 事業のみならず、PPP/PFI による既存施設の改築を含めた一体的な施設整備の重 点配分や、下水道事業費補助の予算総枠の更なる拡大が必要である。
- 処理場再構築事業において、「カーボンニュートラル」、「広域化・共同化」などに資する包括的な事業に対し、個別補助制度の創設や交付金の重点配分が必要である。

担当:建設局·大阪港湾局·水道局

〇老朽化対策に係る財源の確保

<防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に含まれる老朽化対策関連項目>

項 目	主な本市対策事業		
予防保全型インフラメンテナンスへ の転換に向けた老朽化対策	・道路施設の老朽化対策 ・下水道·河川の老朽化対策 ・都市公園の老朽化対策 ・港湾·海岸施設の老朽化対策		

〇地方債に係る制度の拡充

内 容	現 状	提 案
点検費用に係る地方負担額 への起債充当	-	道路、河川管理、公園及び港湾・海岸 施設の点検費用への起債充当

○交付金・国庫補助制度の拡充

施設	現 状	提 案
	220	J/C 211
道路	「道路メンテナンス事業補助制度」対象施設	舗装や大型標識(門型を除く)、共同溝などの点
	(道路橋、門型標識など5施設のみ)	検・対策について、補助金の対象施設とすること エスギャルがなる。2006年
		で、老朽化対策を促進
河川	「河川メンテナンス事業補助制度」対象施設	治水機能上及び背後地等の状況から、確実に機能
	(鋼矢板構造などの特殊堤護岸は対象外)	確保を図る必要のある区間の鋼構造護岸につい
		て、耐震化等の強靱化と合わせた計画的な施設更
		新への重点配分及び長寿命化対策に係る国庫補助
		制度を創設することで、老朽化対策を促進
港湾	法定点検について、個別補助の対象外	道路施設と同様に、港湾・海岸施設も個別補助の
·海岸		対象とすることで、老朽化対策を促進
	港湾メンテナンス事業(港湾施設改良費統合補	補助率を嵩上げすることで、老朽化対策を促進
	助)について、補助率 1/3 (港湾)	補助率 1/3→1/2 (港湾)
都市	公園施設のバリアフリー化について、「都市公園安	都市公園移動等円滑化基準に定める特定公園施設
公園	全・安心対策緊急総合支援事業」の交付金対象(通	(便所、園路及び広場など12の公園施設) を重
	常配分枠のみ)	点配分対象化 することで、優先的にバリアフリー
		化すべき公園施設のバリアフリー化を促進
	公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点	令和8年度以降の措置延長
	検・調査、及び公園施設長寿命化計画の策定に関	
	する補助制度について、令和7年度までの措置	
	「水道管路緊急改善事業及び基幹水道構造物の耐震	採択基準を緩和及び対象施設を拡大することで、
	化事業(防災・安全交付金)」	老朽化対策を促進
	・採択基準(給水収益に占める企業債残高の比率	・採択基準を緩和(給水収益に占める企業債残高
	や資本単価の要件により、本市は交付金の対象	の比率や資本単価の要件の引下げまたは撤廃)
	外) - 社会共享 (第222 - 1222 - 124	・対象施設を拡大(基幹管路のみならず、全管路
	・対象施設(管路については、基幹管路(導水管・	(導水管・送水管・配水本管・配水支管)を対
一业	送水管・配水本管)のみが対象) 「松知ル東業(工業田北洋東業典は助会)」に予算	象)
│工業 │水道	「強靱化事業(工業用水道事業費補助金)」に予算	「改築事業(工業用水道事業費補助金)」への予
小坦	を限定	算措置

〇下水道整備に係る影響額 (試算)

施設	現 状	提 案
下水	現行の補助制度を用いて、汚水施設の改築を含	現行の国庫補助制度の継続
	む事業(R6 予算 約 262 億円)を実施	コンセッション方式及び上下水道一体のウォータ ーPPP 事業以外の PPP/PFI 事業についても重点配
		分予算対象へ制度拡充 下水道事業費補助の予算総枠の更なる拡大

◇R6年度予算における財源内訳

Г	140十尺丁昇にのいる別源内訳					
		R6年度予算 約501億円				
	市 **		補助事業 約346億円			
	事業 区分		補助事第 約262		補助事業(約84	
	財源	起債など 約155億円	起債 約132億円	国費 約130億円	起債 約43億円	国費 約41億円

機能維持(改築)に係る国費支援 約130億円 (このうち、PPP/PFI事業に係る国費支援 約26億円)

◇地方負担と国費支援の割合

現行の国庫補助制度

地方負担 約330億円
(約66%)

約501億

国費支援 約171億円
(約34%)

総能維持(改築)に係る国費支援がなくなった場合

地方負担 約460億円
(約92%)

参約501億

地方負担が約130億円増加

(約26%増加)

○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(2) 首都機能バックアップ体制の構築

(内閣府・内閣官房・国土交通省)

【本市の提案・要望】

(行政中枢機能のバックアップ)

- 国土強靭化基本計画等で示された方向性(三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」 の形成によるバックアップ体制の強化)を、政府業務継続計画等にも反映
- 平時からの機能分散も含めた具体化の仕組みづくり

(経済中枢機能のバックアップ)

○ 企業等において大阪・関西で本社・本部機能をバックアップする取組を広める ための必要な対策の実施

【現状・課題】

- わが国では政治・行政・経済などの首都中枢機能が東京都心部の狭い範囲に集中して おり、これらが麻痺すれば、日本全体が機能不全に陥る危険性を抱えている。
- 地震や火山噴火等の大規模災害はもとより、近年、地政学的リスクの高まりなど世界 情勢が大きく変化しており、 首都機能バックアップは早期に判断、解決すべき国家的 課題である。
- また、巨大災害リスクに対応した機能分散やバックアップ体制を構築することは、グローバルな視点からの経済活動を行ううえでの信頼となり、非常時に日本を支えるだけでなく、平時の日本の成長にもつながる。

(行政中枢機能のバックアップ)

- 「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月閣議決定)において、東京 圏外の代替拠点として、「各府省等の地方支分部局が集積する都市(札幌市、仙台市、 名古屋市、大阪市、広島市、福岡市等)」等を対象に検討することとされているが、い まだ代替拠点となる都市は示されていない。
- 令和5年7月、閣議決定された国土強靭化基本計画及び国土形成計画(全国計画)に おいて、大阪をはじめとする三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成により中枢管 理機能のバックアップ体制の強化を図るという方向性が示された。
- 現在、見直しに向け検討が進められている政府業務継続計画をはじめとする国の諸法令・計画等においても、国土強靭化基本計画等で示された方向性に沿って定めることを求める。さらに、代替拠点の人員不足や代替期間の長期化等も考慮して、平時から、機能分散も含めた業務継続体制の仕組みを整える必要がある。

(経済中枢機能のバックアップ)

- 国全体の経済活動の維持継続の観点から、民間企業のバックアップ拠点構築の取組を 更に広げていくことは重要である。
- 東京都内に本社を持つ大企業に対して本市が実施したアンケート結果では、「大阪府内」に、本社機能のバックアップ拠点を構築している企業が最も多い。こうした実態を踏まえ、大阪・関西においてバックアップ体制整備を進める企業等に対する支援など、国として必要な対策を講じる必要がある。

担当:副首都推進局

国土強靭化基本計画(令和5年7月閣議決定)<抜粋>

- ・・・とりわけ、災害対応や復旧復興で重要な役割を担う中央政府の諸機能については災害直後においても適切に維持・確保できるよう「政府業務継続計画(首都直下地震対策)(平成 26 年3月 28 日閣議決定)」に基づき取り組むとともに、東京に集中する人口及び諸機能の分散や政府機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進めることが重要である。
- ・・・広域的な機能の分散と連結強化の観点から、・・・その一環として、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワークにより三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成により、人流・物流の多重性を確保し、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化を図る。

国土形成計画(全国計画)(令和5年7月閣議決定)<抜粋>

- ・・・リニア中央新幹線を始めとする高速交通ネットワークの強化により、人流・物流が多重的に確保されることは、 東京圏と名古屋圏・大阪圏相互の更なる機能補完・連携の強化とも相まって、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化にも寄与する。
- ・・・東京に集中する人口及び諸機能の分散、政府機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める。このうち、政府機能については、政府業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項について更に検討を深める。



政府業務継続計画等において、上記計画で示された方向性に沿った見直しが必要

政府業務継続計画(首都直下地震対策)(平成26年3月閣議決定)<抜粋>

政府の業務継続のためには、あらゆる事態を想定する必要がある。

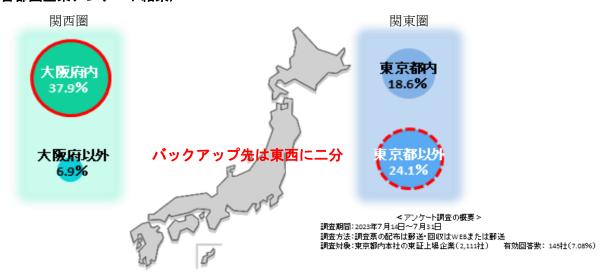
今後、・・・被害想定を上回る事態も想定し、・・・さいたま新都心等の東京圏内の地区のほか、大規模地震に 係る現地対策本部の設置予定箇所、各府省等の地方支分部局が集積する都市(札幌市、仙台市、名古屋市、大阪 市、広島市、福岡市等)等代替拠点と成り得る地域を対象に、代替拠点への職員の移動手段、既存の庁舎、設備 及び資機材の活用、宿泊施設等の確保等に係る具体的なオペレーションについても検討するものとする。

〇大阪でのバックアップ事例

- ◆日木銀行
- ・大阪に所在するシステム・バックアップセンター、本店の代替業務拠点、大阪支店、業務継続要員などを活用 することにより、業務継続を図る体制を構築
- ◆日本取引所グループ
- ・職員の駆け付けや電力供給の懸念から、関東でのバックアップ体制を見直し、大阪拠点を活用したバックアップ体制を整備
- **♦**NHK
- ・大阪放送局から全国にニュースを流す時間帯を日々確保するなど、平時の業務の中に習熟のための訓練を組み 込み

〇バックアップ体制(災害対策本部機能)を既に構築しているエリア

(首都圏企業アンケート結果)



〇 安全・安心で住みやすいまちづくり

(3) 地方税財政改革の推進

(総務省・財務省・内閣府、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 分権型社会の実現に向けた、税源移譲を基本とした国と地方の税源配分の是正
- 〇 受益と負担の関係に基づく地方法人課税の実現
- 国と地方の役割分担の見直しを行ったうえでの、国庫補助負担金の改革
- 地方固有の財源であることを踏まえた、地方交付税の必要額の確保と 臨時財政対策債の廃止

【現状・課題】

(国と地方の税源配分の是正)

- 現状における国・地方間の「税の配分」は6:4である一方、地方交付税、国庫支出 金等も含めた「税の実質配分」は3:7となっており、依然として大きな乖離がある。
- 地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の「税の配分」をその新たな役割分担に応じたものとする必要がある。
- 特に都市部においては、昼間流入人口による財政需要や都市の成熟化に伴う更新需要が大きいにも関わらず、現行の市町村税財政制度は、その財政需要に見合ったものになっていないため、都市的税目である法人所得課税・消費流通課税の市町村への配分割合を高める必要がある。

(受益と負担の関係に基づく地方法人課税の実現)

- 地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に、地方法人課税において、累次にわたり 講じられた偏在是正措置については、単なる地方間の税収の再配分となる制度であ り、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反するものである。
- 本来、地方法人課税については、地方公共団体が提供する公共サービスの受益に応じて税を負担すべきという地方税の原則に基づく制度であるべきであり、地域間の税源の偏在を是正する手段として用いるべきではない。
- 現行の法人市民税の一部を国税化して創設された**地方法人税は、**原則に反する不適切 な制度であり、**速やかに撤廃し、法人市民税へ復元**すべきである。

(国庫補助負担金の改革)

- 国庫補助負担金の改革にあたっては、**国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで**、 国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、**地方が担う** べき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。
- また、税源移譲されるまでの間、**地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助 負担率の引下げは、決して行うべきではない**。

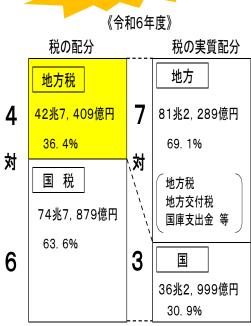
(地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止)

○ 地方交付税について、国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきではなく、令和7年度以降は、令和6年度の地方財政計画の水準にとどまらず、増嵩する社会保障関係費などの財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、地方交付税を含む一般財源総額について必要かつ十分な額を確保すべきである。なお、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に見込むなど、地方の実情に即したものとすべきである。

- 地方財源不足について、この間、地方において臨時財政対策債を発行することで補塡 せざるをえない状況が続いており、その結果、臨時財政対策債が市債残高に占める割 合は拡大し、市債残高削減の取組の支障となっている。地方財源不足の解消は、国の 責任により地方交付税の法定率の引上げによって対応し、**臨時財政対策債は速やかに** 廃止すべきである。
- 地方の保有する基金は、震災等の自然災害や感染症対策、金利の上昇など、今後の急 激な環境変化に迅速に対応できる財政上の備えとして積立てを行っているものであ り、その財源は、行政改革や経費削減等の地方の努力により捻出していることからも、 基金の現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきではない。

担当:財政局、関係各局

国・地方における税の配分状況 税の配分の 抜本的な是正が必要! 《令和6年度》



総額117兆5. 288億円

総額117兆5.288億円

注 当初予算額、地方財政計画額による数値である。 税の実質配分とは、税の配分に国から地方への移転財源(地方交付税など)を 考慮したものである。

法人所得課税の配分割合(実効税率)

市町村税 (令和6年4月1日時点) 4.5% 道府県税 4.0% 国税 91.5%

- 注 1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が
 - 損金算入されることを調整した後の税率である。 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合
 - 日本記れている。 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。 3

消費・流通課税の配分割合

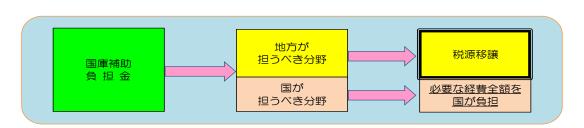


- 注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値で

 - ある。 東日本大震災による減免などの金額は含まない。 ※15年・な付金の配分

 - 地方交付税原資とされている。

国庫補助負担金の改革



〇 安心して生活できるセーフティネットの確立

(1) あいりん対策、ホームレスの自立支援対策の推進

(厚生労働省・国土交通省)

【本市の提案・要望】

- あいりん地域における総合対策の推進及び財政措置、環境改善をめざした まちづくりに対する支援
- 国の責務による雇用施策をはじめ、総合的かつ実効性のある全国的なホーム レス自立支援等施策の実施及び地域の実情に応じた施策に対する財政措置

【現状・課題】

(あいりん対策)

- あいりん地域にはかつて多くの日雇労働者が流入し、現在はその方たちの高齢化が 進行している。不安定な就労状態にあったことで安定した収入がない方が多く、 地域の保護率が高いなど、労働施策、福祉施策等の課題がこの地域に集中している。
- このため、本市が「西成特区構想」の取組の中で実施している日雇労働者等自立支援事業、結核対策事業、薬物依存者等サポート事業、地域環境整備への取組等のあいりんの地域事情を踏まえた総合対策を国においても推進するとともに、環境改善をめざしたまちづくりへの支援が必要である。
- また、あいりん地域の抱える課題は、これまでの歴史的な背景もあり、一自治体の対応では根本解決に至らない広域的、複合的な課題であるにも関わらず、生活困窮者自立支援法の施行(平成27年4月)に伴い国庫補助率が引き下げられるなど、市の負担が重くなっている状況を改め、地域事情を踏まえ実施するあいりん対策事業に対して、国による積極的な関与のもと、十分な財政措置が必要である。

(ホームレス自立支援対策)

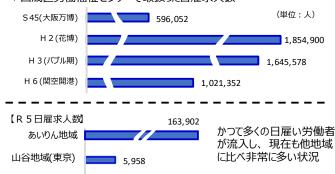
- 本市のホームレスは依然として多数存在しており、市外からの流入が続いている。
- □ ホームレス問題は、様々な社会的、経済的要因が複合しており、一自治体だけでの対応には限界があるため、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、国の責務により、雇用施策をはじめ、ホームレスの高齢化や野宿生活期間の長期化及び住居を喪失して終夜営業の店舗等を利用している若年層への対応など総合的かつ実効性のある施策を実施する必要がある。
- また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い国庫補助率が引き下げられたことにより市の負担が生じている状況を改め、各地方自治体が地域の実情に応じて進める多様なホームレスの自立支援等の施策に対して、国による全額措置が必要である。

担当:福祉局・西成区・健康局・環境局・市民局、関係各局

あいりん対策

○ 日雇労働者の流入と生活期間の長期化

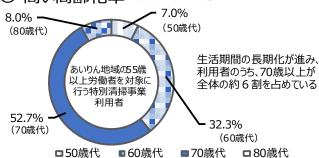
* 西成区労働福祉センターで取扱った日雇求人数



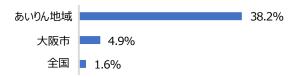
《参考》あいりん地域での日雇労働者の生活期間



○ 高い高齢化率 (今和5年度現在)

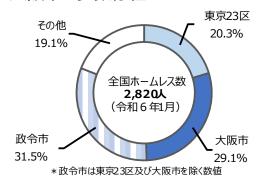


保護率 (令和2年10月現在)

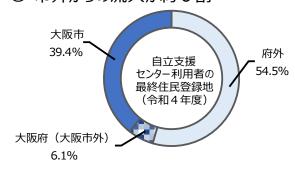


ホームレス自立支援対策

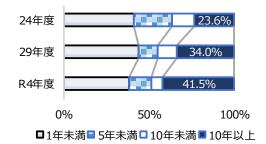
〇 大阪市に多数存在



○ 市外からの流入が約6割



○ 野宿生活期間の長期化



さらに

個別の取組や一自治体での対応には限界



生活困窮者自立支援法の施行に伴う国庫補助率の引下げ(平成27年4月~)

(法施行前の補助率) 10/10

(法施行後の補助率) 3/4, 2/3

法施行前に比べ市費負担が増大 64.774千円 (令和6年度の影響額)

· 巡回相談事業(3/4)

140.454千円

自立支援センター事業(3/4,2/3)など

· 日雇労働者等自立支援事業(3/4,2/3)

- ・あいりんの地域事情を踏まえた総合対策の推進
- 環境改善をめざしたまちづくりに対する支援
- ・あいりん関連事業に対する十分な財政措置
- 国の責務による雇用施策をはじめ、総合的かつ実効性の ある施策の実施
- 各地方自治体が地域の実情に応じて進める多様なホーム レスの自立支援等施策への全額措置

が必要

が必要

〇 安心して生活できるセーフティネットの確立

(2) 国民健康保険制度の改革

(厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 医療保険制度の一本化など国民健康保険制度の構造的な問題の解決に 向けた抜本的改革
- 地方単独医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額調整措置の廃止

【現状・課題】

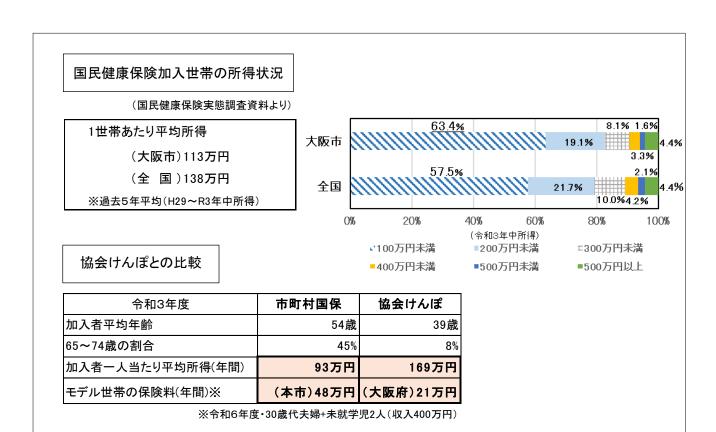
(医療保険制度の一本化など国民健康保険制度の構造的な問題の解決に向けた抜本的改革)

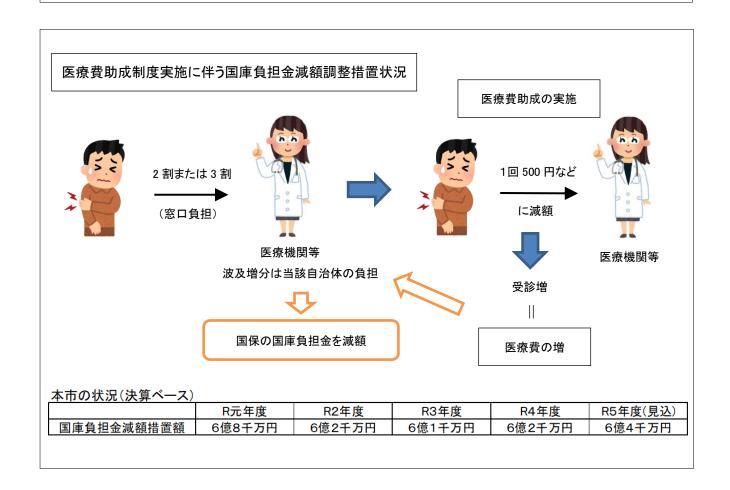
- 国民健康保険制度(国保)は、国民皆保険の根幹として極めて重要な役割を果たしているが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。
- 国保は平成30年度から都道府県単位化され、財政支援の拡充(全国で約3,400億円) が図られたが、国保の脆弱な財政基盤を強化する施策としては十分とは言えない。
- こうした中、令和6年度保険料は、医療費の自然増に加え、高齢化の進展による後期高齢者支援金の増などにより、令和5年度に引き続き10%を超える大幅な増改定となっており、この状況が続くと制度を維持することが困難となる。
- 高齢者や低所得者の加入割合が高い国保の被保険者へ過度な負担を強いることがないよう、また、中間所得者層の保険料負担の緩和や今後の医療費の増嵩などに耐え 得る財政基盤の強化を図るため、早急に更なる財政支援の拡充が必要である。
- また、こどもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援について、 令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割を公費により軽減されたが、**子育て** 世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、更なる軽減措置の拡充が必 要である。
- さらに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図るとともに、長期的に安定した制度とするためには、国保の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革が必要である。

(地方単独医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額調整措置の廃止)

- 国は、地方が重度障がい者やひとり親家庭等に対して実施している医療費助成制度により、窓口負担金が軽減される場合、一般的に医療費が増加し、この波及増分については当該市町村が負担すべきものとされ、国保に係る国庫負担金を減額している。
- こども医療費助成制度については、平成30年度に未就学児に係る国庫負担金の減額 調整措置が廃止され、令和6年度には18歳未満のこどもに対象が拡大されたもの の、重度障がい者やひとり親家庭等に対する医療費助成制度の国庫負担金の減額調 整措置については見直しがなされず、各自治体の施策推進・財政に大きな影響を与 えている。
- 医療費助成制度は、医療に関する重要なセーフティネットであり、その重要性や必要性に鑑み、医療費助成制度全般について早期に国において制度化すべきである。
- 地方単独医療費助成制度の実施に伴う国保の国庫負担金の減額調整措置を直ちに廃止すべきである。

担当:福祉局





(重点要望)

〇 自治体DXの推進

【デジタル庁・総務省】

- ・標準準拠システムへの円滑な移行のため、ガバメントクラウドの利用基準やデータ要件・連携要件及び共通機能における仕様について、令和7年度末までの移行に向けて要件を速やかに確定し、自治体に提示すること
- ・ 自治体システム標準化に伴い、標準化対象事務と一体的に対応が必要となる標準化対象外事 務の移行経費について、標準化対象事務との連携に係る経費に限らず、移行経費全体をデジ タル基盤改革支援補助金の補助対象とすること

担当:デジタル統括室、関係各局

〇 セーフティネットの整備

◇ 生活保護の更なる適正化に向けた制度改正

【厚生労働省】

- ・ 給与や年金などのように一括して支給する制度を創設し、最低限度の生活を保障した上での 医療費の一部自己負担の導入を行うこと
- ・ 高齢者向けの新たな生活保障制度を創設すること
- ・ 生活保護の適正実施にあたり、福祉事務所の調査権限の更なる強化を図ること

担当:福祉局

◇ 介護保険制度の円滑な実施など高齢者施策の推進

【厚生労働省】

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域の実情に応じた認知症施策の更なる充実の ために必要な財政措置を行うこと
- ・ 人材確保・物価高騰を踏まえた、介護サービスの安定供給や良質なサービス水準の確保及び 介護保険財政の安定運営に必要な財政措置を行うこと

担当:福祉局

◇ 障がい者福祉施策の充実

【厚生労働省】

- ・ 人材確保・物価高騰を踏まえた、障がい福祉サービスの安定供給や良質なサービス水準の確保に必要な財政措置及び訪問系サービスに係る国庫負担基準の見直しを行うこと
- ・ 地域生活支援事業への適切な財政措置を行うこと
- ・ 重度障がい者の受入れ促進のためのグループホームの整備補助や発達障がい者への支援等に ついて、国制度としての対象事業を拡充すること

担当:福祉局

◇ 困難な問題を抱える女性支援事業の推進に対する財政措置

【厚生労働省】

- ・ 女性相談支援員の処遇改善に係る財政措置を行うこと
- ・ 被害からの回復のための医療費・カウンセリング費用に係る自己負担額への助成制度を創設すること

担当:市民局

◇ 救急医療体制の充実強化

【厚生労働省】

- ・ 救急医療を担う医療機関に対する財政支援や診療報酬を改善・強化すること
- ・ 救急医療の体制維持のために必要な、医師(特に小児科、産科等の分野)をはじめとする医療従事者の人材確保策を推進すること
- ・ 精神科救急医療等確保事業に対する補助金を増額すること

担当:健康局

◇ 地域保健体制の強化

【厚生労働省】

・ 今後起こりうる新たな大規模感染症の発生も見据え、機能的かつ迅速に対応できる保健所体制を構築するための、新たな施設整備や職員体制の充実に対する財政措置を拡充すること

担当:健康局

○ 多様な子育てサービスの提供とこどもたちが安全・安心に育まれる環境の充実◇ 子育て支援サービスの充実【こども家庭庁】

- ・ 地域型保育事業について、令和6年度末期限の連携施設確保の経過措置を延長するとともに、 連携要件のひとつである「保育内容支援」を「代替保育の提供」と同様に、地域型保育事業 者間での連携協力の場合は、連携施設の確保を求めないものとすること
- ・ 休日保育実施保育所等における保育士等の業務負担が極めて重いため、人材が確保できず、 事業継続が困難となっていることを踏まえ、その安定した運営を確保するため、休日保育加 算を大幅に拡充すること
- ・ 地域子育て支援拠点事業の整備を促進するため、実施場所の継続的な確保に必要な賃借料等 にかかる財政措置を行うこと

担当:こども青少年局

◇ 安全・安心に保育できる環境の確立

【こども家庭庁】

- ・ 低年齢児へのきめ細やかな保育やアレルギー対応等の充実を図るため、看護師や 0 歳児の保育士等加配のための加算制度を創設し、栄養士の週 5 日勤務が可能となるよう栄養管理加算の単価を引き上げること
- ・保育の質の確保・向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審の義務付けと経費の全額 財政措置に加え、国において評価機関・評価調査者の養成に取り組むこと
- ・保育現場での事故発生時に適切な救命処置を可能にするため、普通救命講習等の受講義務付けと講習実施費用の財政措置を行うこと

担当:こども青少年局

◇ ヤングケアラー支援の推進

【こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省】

・こどもがこどもらしくいられる社会となるよう、ヤングケアラーが抱える様々な課題を解消 し、中長期にわたって安定的かつ継続的な支援を進めるため、ヤングケアラー支援の取組に 関する支援策と財政措置の更なる充実を図ること

担当:こども青少年局

〇 質の高い学校教育の推進

◇ 英語教育の強化

【文部科学省】

- ・ 生きた英語を学ぶ授業を充実させるために、外国語(英語)指導助手の配置に必要な財政措置 を行うこと
- ・生徒の4技能バランスのとれた英語力向上と教師の授業改善を図るための、4技能型外部テストの実施に必要な財政措置を行うこと

担当:教育委員会事務局

◇ 教員の負担軽減

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

- ・ 部活動の指導体制の充実に向けた部活動指導員配置促進に係る財政措置等を拡充すること
- ・ 円滑な学校運営のため、各学校の実情に応じた教員業務支援員(スクールサポートスタッフ) の配置に必要な財政措置を行うこと
- ・ 教員が安心して産休・育休を取得できる職場環境を実現するため、育児休業者の代替措置と して正規教職員を充てた場合にも、義務教育費国庫負担制度の対象とすること

担当:教育委員会事務局

○ 外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進 【文部科学省】

- ・ 外国につながる児童生徒の教育の充実のため、日本語指導担当教員の加配は、実態に応じて 速やかに実現し、日本語指導及び母語・母文化の保障に必要な補助制度の拡充を図ること
- ・ 国家資格「登録日本語教員」を有する者が、小中学校において教員免許を所持することなく、 日本語指導ができるよう措置を講じること

担当:教育委員会事務局

〇 スタートアップ・エコシステム拠点の形成

【内閣府·経済産業省】

・ スタートアップ・エコシステム拠点都市の制度が令和6年度で終了するが、大阪・関西での スタートアップ支援を強化するため、令和7年度以降も制度を継続し、必要な財源を確保すること

担当:経済戦略局

〇 中小企業等への積極的支援

【経済産業省・中小企業庁】

- ・ 外国人材の活用、新製品・サービス開発やビジネスモデルの転換に向けた中小企業へのきめ 細やかなサポート並びに資金調達の円滑化のための信用補完制度の充実・強化など、物価高 騰等の影響により厳しい経営環境にある中小企業の事業継続、経営基盤強化及び成長・発展 に向けた各種支援制度を拡充すること
- ・ 地域の商業やコミュニティの核としての役割を果たす商店街において、施設の老朽化、来街者の減少や役員の担い手不足などが喫緊の課題となっており、商店街の魅力を高め、地域の活性化を推進するための施設整備等に対する財政措置に加え、空き店舗対策など、意欲的な取組を進める商店街に対する支援策の充実を図ること

担当:経済戦略局

○ 適正な民泊の普及に向けた制度の見直し 【国土交通省·厚生労働省·内閣府】

- ・ 違法民泊の排除に向け、住宅宿泊仲介業者の事業の適正化を一層推進するとともに、国内法 の適用が困難な海外事業者に対する有効な対策を講じるため、特区民泊の制度も含めて、必 要な措置を講じること
- ・住宅宿泊事業法において、制度の根幹となる年間宿泊日数の上限を住宅宿泊事業者に遵守させるために、住宅宿泊施設の届出番号に係る制度や営業日数自動集計システムの運営の見直しのほか、定期報告を促す仕組みの構築など、必要な措置を講じること

担当:健康局·経済戦略局

〇 大規模災害に備えた帰宅困難者対策の充実

【内閣府】

- ・ 災害発生によって鉄道等の公共交通機関が運行停止した場合に発生する帰宅困難者のうち、 行き場がなく屋外滞留者となった旅行者等の来訪者について災害救助法に定める被災者に位 置づけ、その備蓄の確保に係る財政措置を行うこと
- ・ 帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の運営に関し、施設管理者の責任範囲についてより明確にする必要があり、法制度上の担保も含めそのルール作りに国が積極的に関与すること 担当: 危機管理室・計画調整局

〇 災害時の支援先自治体の統一

【内閣府】

・ 災害時における被災自治体への支援について、効果的・効率的・包括的な支援を行うことで 支援を行う自治体・支援を受ける自治体双方のメリットとなるように、国・事業団体からの 支援要請にあたっては可能な限り対口支援の支援先と揃えるよう統一化を図ること

担当:危機管理室

〇 大規模災害時に要となる消防機関の役割に応じた消防力の整備 【総務省消防庁】

・ 全国域を対象とする消防力整備において、大規模災害時に中心的な役割を担うことができる 消防機関を明確化するとともに、その機関に特別な消防部隊や広域活動拠点施設などを整備 するために必要な措置を講じること

担当:消防局

〇 公共施設の長寿命化等に必要な公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大 【総務省】

・ 災害対策等において重要な役割を担う区役所や消防署などを含めて、公共施設等の総合的な 維持管理を推進していくことが重要であるため、「公共施設等適正管理推進事業債」の長寿命 化事業の対象に、公用施設を追加すること

担当:都市整備局

〇 中央卸売市場の施設整備の推進

【農林水産省】

・ 南港市場を西日本の食肉流通の拠点として維持・発展させるため、これからの食肉流通の変化や更なる衛生水準の高度化にも対応できる卸売市場の大規模施設整備に必要な財源を確保すること

担当:中央卸売市場

○ スポーツ振興のための環境整備と安全対策

【スポーツ庁・文部科学省】

- ・ スポーツ施設の新改築等だけでなく、地域の実情に即して施設規模に関わらず、既存の施設 における設備改修にも充当できるよう補助制度を拡充すること
- ・ スポーツ施設の耐震化(建築非構造部材の耐震対策等)に関する補助内容の継続と拡充を行 うこと

担当:経済戦略局

〇 道路管理の更なる適正化・円滑化に向けた道路協力団体制度内容の明確化 【国土交通省】

・ 大都市部における更なる適正かつ円滑な道路の管理に向け、道路管理者が道路区域で実施する放置自転車撤去業務や地下道防犯・防災業務など、業務権限の一部を道路協力団体が行使できるよう、制度内容を明確化すること

担当:建設局

〇 自転車の活用推進に係る制度整備

【国土交通省】

- ・ 自転車活用推進法を踏まえ、国ガイドラインに基づいた自転車通行空間の整備に必要な財政 措置を行うこと
- ・ 鉄道駅周辺での放置自転車対策を鉄道事業者に対して課すことを可能とする制度を整備する こと

担当:建設局

○ 高速道路ネットワークの整備状況を踏まえた賢く使うための料金体系の実現 【国土交通省】

・ 令和6年6月導入の新たな高速道路料金の効果検証を行いながら、交通渋滞への対応や環境 改善などに向けて、ネットワーク整備の進展に合わせて、都心部の通過交通の環状道路への 迂回や、国道43号・西大阪線の沿道環境改善等の料金施策について継続的な検討が必要 担当:計画調整局

〇 関西国際空港の成長目標の実現に向けた積極的な関与 【国土交通省】

・ 関西国際空港の成長目標である年間発着回数30万回の実現に向けた新たな飛行経路の導入に あたり、住民の生活環境への負担をできる限り軽減するため、安全性を確保することを前提 に、陸地上空の飛行高度の引上げを図るなど、運用上の工夫を行うこと。また、環境監視体 制の強化を図るため、地域側の取組に参画・協力すること

担当:計画調整局

〇 「公害財特法」失効後の財政措置の期間延長 【総務省・国土交通省・環境省】

・ 大阪港内の底質ダイオキシン類の除去や下水道施設の新設・改築を今後も計画的に進めてい くため、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財 政措置について、措置期間を延長すること

担当:大阪港湾局·建設局

○ 新たなエネルギー社会構築のための政策の推進

【総務省・環境省・経済産業省・原子力規制庁】

- ・ 自立分散・地産地消型エネルギーシステムの構築をめざし、多様なエネルギー源の拡大に向け、海外との連携も含めた革新的な新技術の開発を推進するとともに、水素エネルギーの利活用拡大、次世代太陽光発電や帯水層蓄熱利用など再生可能エネルギーの普及促進に向けて、エネルギー安全保障及び脱炭素社会の実現を念頭に置いた関係法令の整備、規制緩和及び財政支援の拡充を行うこと
- ・原子力発電について、世界最高水準の安全基準の設定、審査指針・検査マニュアルの充実な ど安全性確保を促進し、事故時の原子力損害における事業者の賠償責任の有限化と国の責任 による万全な被害者保護措置を実施するとともに、使用済燃料の処理問題を解決すること

担当:環境局

○ 地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の実現 【総務省・内閣府】

- ・各地域の実情に合った地方分権改革を推進する観点から、国と地方双方のあり方を再構築・機能強化する方策として、地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制を導入すること
- ・ こうした道州制の実現を視野に、更なる規制改革、権限移譲など東京一極ではなく複数の都 市が成長をけん引する国の形への転換に向けた議論を進めること

担当:政策企画室 · 副首都推進局